国語史学

日本文章史

吉澤 義則

國語科學講座

— V —

國語史學

日本文章史

吉澤義則

株式會社
明治書院

國語科學講座

— V —

國語史學

日本文章史

吉澤義則

株式會社
明治書院

日本文章史

吉澤義則

等しく國語とはいふものゝ、言葉によつてはその時代、その人、その場合などに制限せられてゐるものがある。例へば契沖の「河社(カハヤシロ)」寛政九年刊に、

べらなりは古今集のさきよりおほくよめる言なりまことか何なりはそのゝちこのめる言なりましかばととめていひのこせることは後拾遺より詞花集までにいとおほし春曙しろきあをき吹嵐かななどゝいふ詞は後鳥羽院の御代より人々のこのめるなり

とあるのは歌語の場合であるが、時代による相違のあることを言つてゐるのであり、野之口隆正の「嚶々筆語」天保十三年六月版に、

いま俗(よ)にやまとことばといふ一くさのことばづかひありてそれを御所方にてつかひたまふことばといふめり。大和詞大成といふふみさへあり。この詞のことのもとを考ふるに、桓武天皇のみよに今のたひらのみやこに、みやこうつしありしそのまへの京は、大和のならにてありしかば、今の京にうつりたまひてのちも、御所方にて猶大

和のことばを用ゐたまひけん。山城のくにの民どもそれをきゝて、大和詞といひたりしなごり、次々までもつたはりて、御所方にていひたまふことばをば、たゞ大和詞といふことぞとこゝろえて、その大和のふることばは、あとなくなりたる今世も猶、大和詞といふなるべくおもはるゝなり。

とあるのは、使用する人によつて相違あることを物語るし、時によつては、歌の詞と文章の詞とは又異なるものであることを知る材料がある。藤井高尙の「三つのしるべ」(文政十二年四月刊)にも、

おなじみやび詞も歌詞と文詞とはことなる事あり、たとへば草木といふは歌詞なり、文には木草といふべし、さなへとるといふは歌詞なり、文にはなへうゝといふべし、さくら花といふは歌詞なり、文にはさくらの花といふべし、此たぐひ數しらず多し。

とあり、本居宣長も「玉霰」(寛政四年刊)の中に、

同じき雅言の中にも、歌の詞と文の詞と差別あるを、今の人は此差別なくして、歌の詞にして文にはつかふまじきを、文につかふことおほし、心すべし、たとへば、花にたをるといふは歌詞なり、文にはたゞをるといふべし、車を小車といふは歌詞なり、文にはたゞ車といふべし、さよふけてといふは歌詞なり、文にはたゞ夜ふけてといふべし、(中略)かやうのたぐひいとおほし、(中略)但し文にはくさ〴〵のふりありて、序など其ほかにも枕詞をおきなどして、すべて歌のごと詞を花やかにしたつるやうもあり、そはその文のふりによることなり、又なべてはさらぬ文の中にも、事によりては一言二言歌詞をことさらにまじふるやうの事もあり。

と記し、散文の中でも種類によつて用語を異にする點にまで言ひ及んでゐる。「玉勝間」(寛政六年—文化九年刊)にも、

櫻の花をさくら花といふこと、これも後の世には常なれど、古今集には、詞書にはいづくも〳〵櫻の花とのもじをそへてのみいひて、たゞにさくら花といへること、歌こそあれ、詞には一つも見えず。

といふのがある。これらは語彙の相違を說いたものであるが、橘守部の「佐喜草」(寫本。年月不明)の中には、

すらは三代集中に一首ものせざれば、え撰ばず、八代集をもくらせたれど、なしといへり、おもふに物語におほかる見れば、そのもとすたれたるにあらず、適撰集にもれたるなり。

とある。これらは單に文と歌との用語の相違に就いて敎へるものであるばかりでなく、當時俗語に對して雅語、口語に對して文語の存在したことを想起せしめる例である。雅語文語に就いてはいづれ後に觸れる機會があらう。

また、中島廣足の「玉霰窓の小篠」(嘉永七年刊)に、

玉霰云、詞に三つのいひざまある事、たとへば花にさくさけるさきし、ちるちれるちりし、雪にふるふれるふりし云々などいふたぐひ、大かたいづれの言も此三のいひざまによりて、いさゝかその意も差別ありて、花にさくといふは今咲こと、さけるといふはさきたるといふと同じ意にて、咲てあること、咲しといふは前に咲しことを後にいふ詞也、(中略)其うちさけるといふべきをさくといふことはあり、さく花に云々などのごとし、これらはさける花にといふ意也、(廣足云たてるをたつといふも同じことにて眞木たつ山などの如し後撰に草むらごとにむれたつは云々とあるもむれたてるはの意なり)然れども、さくといふべきをさけるさきしなどいひてはたがへり、(中略)となほくはしくいはれたり、詞のはこびのすぢをもていはば、げにもかくあるべきことなり、(中略)今按に過去より現在をかけたる事を、過去のしもていへるは例多かり、後撰「色ふかくにほひしことは藤浪のたちもかへらで君とまれとか」、是は過去より現在をかけていへること、此歌

の詞書のさまにてしらるゝなり、又貫之集「八重むくらおひにしやとにから衣たかためにとかうつ聲のする」、これは眼前に生しげりてあるをいへるなれば、生たるといふべきを、おひにしといへるは、過去の詞なり、これらをもておもへば、かの三つのいひざまにもあながちにかゝはるべき事にはあらざるべし、されどみだりにはいひがたし、たゞ一首のしらべにあるをおもふべし（後略）

とあるのも和歌のしらべに伴ふ變態の用例である。和歌には音數の制限があり、また調子・語感による表現法もあるので、古くから特殊の慣例が認められてゐたものである。それらに關して詳しく述べてゐる暇がないので、今は先人の説を一斑だけ示すに止めておかう。

かういふわけで、文學の種類によつて、用語の性質が異なることもあるのであるから、國語の研究を徹底せしめようとするならば、先づその屬する文學の種類を究めて、而して後その用語の慣例を知らねばならぬ。以下この立場から國文學の種類を一瞥しようと思ふ。

今文學といふ語を廣義に解釋して、思想・感情を文字を以て表はしたものを總括して云ふ。さうしてこゝでは國文學に關するものに就いてのみ考へてみることにしよう。又これを言語排列の上から、散文・律文の二種とするが、その中律文の方は他日筆を新にすることにして、今は除外しておかう。

散文が書かれた國文學を分類した最初の書は、伴蒿蹊の「國文世々の跡」（安永六年孟夏刊）である。それには、古體・中古體・近體・國文書牘・譯文と分類し、大體時代的に觀ようとする態度である。最後の譯文は、漢文の語句を翻譯する心

得を示したもので、文體に屬するものではない。古體に於ては祝詞・宣命を主として說き、記紀の假名書きの部分や、祈年祭、龍田風神祭、續日本紀の中にあつて最古のものである文武天皇元年八月庚辰の詔を擧げてゐる。中古體は平安朝時代の文を主として說き、紀貫之の「大井川行幸和歌序」と淸少納言の「枕册子」とをその例として擧げてゐる。近體は主として、近世の文であつて、向阿(カウア)上人（弘長三年—貞和元年）の「歸命本願鈔」（有名な假名三部鈔の一つである）、一條兼良の「藤川記」、北村季吟の「幡山十景和歌」の序文、契沖の「古今餘材抄」の序文などを例にとつてゐる。この中には時代から言へば、中世に屬する大中臣輔親（天暦八年—長暦二年）集の自序も入れてある。要するにこの體は中古體に漢文臭味の混入したものを指すやうである。國文書牘は「落窪物語」の如き王朝時代の假名書きの書簡を入れてゐる。

本書は日本文章史の草分けである點に價値がある。併し未だ漏れてゐる書も多く、文例も一方に偏した感があり、議論の進め方にも承服せしめにくい所がある。

松浦靜山の「甲子(カッシ)夜話續編」（文政四年ヨリ正編ヲ起稿シ、以後二十年間ニ及ブ）に加茂眞淵の記す所であると云つて左のやうに書いてゐる。

文にも上世中世下世の體あり上世の文は古事記日本紀の神代の條の文是なり但其文中に又甚上古の文交れり其至て上古の體はいひうつしがたし其次なるは漸に及もしてん中世の文は延喜祝詞式を學びてしられ且つゞりも得べし此中にも新古有出雲國造神賀詞は古也次に六月大祓詞は續レ之其外奈良朝の初に至りては漸に雅少く文弱らに成ぬ其後代々に拙く成て今京と成て甚拙し

藤井高尙の「三のしるべ」（文政十二年刊）には、

奈良のみやこよりあなたのいにしへは、漢文にのみものはかきしるすならひにて、たゞ祝詞と詔詞とぞ、哥なら

ぬみやび詞してかけるものとは見えたる。これをなん、こゝの文のおやとはいふべき。今のみやことなりて、ひらかなといふものいできてよりぞ、たよりよきまゝに、何やくれやと、こゝの文にもかく事なる。ひらかなの文は祝詞、詔詞とは、かきざまも詞のやうもこと〳〵にして、いにしへをまなびうつせるものとは見えず。されば文章は、いにしへのふり、中頃のふりと、ふたくさにわかれたり。(後略)

とあつて、眞淵の言を基としてゐるやうである。

酉田直養(カヒ)寛政九年―元治二年の「筱舍(サヽヤ)漫筆」には、「國風文章論」と題して、

皇國風の文章を論ずるに、上古風

室壽詞　書紀顯宗紀　法隆寺藥師造像記　推古十五年　古事記　元明和銅四年　出雲風土記　同六年　日本紀

元正養老四年　詔詞

この六部なり、(中略)

中古風

竹取　伊勢　土佐(割註。古今集、大井川行幸序、庚申夜奉歌序)

下古風

宇津保(割註。此書竹取とひとしくふるきものながら、文體はふるからず)より以下源氏狹衣にいたるまでの物語日記草紙をばすべていふさて右の三等にて皇國風の文章は備はり、(後略)(卷之九)

と云ひ、又

いまの俗文は、壽永、建久よりこのかた、やう〳〵に一體をなせるやうなり。（卷之四）

とあつて、言はば、四種に分類してゐるやうである。

散文文學を組織的に系統的に分類表示したのは、榊原芳野の「文藝類纂」（明治十一年一月刊）である。左に引用しよう。

文章分體圖

- 古文
  - 祝詞
  - 宣命
    - （祝詞・宣命より）
      - 和歌小序
        - 勅撰
        - 家集
      - 消息文
        - 後世女文章
      - 日記紀行文
      - 物語文
      - 漫筆文
- 漢文
  - 六國史
  - 律令等
  - 漢文排對
    - 對和文
    - 官府通用文（六國史・律令等よりも）
      - 戰記文
      - 往來書簡文
      - 日記記錄文
        - （往來書簡文・日記記錄文より）
          - 後世法令文
          - 後世書簡文

國文學はこれで網羅せられてゐるわけでもない。室町時代・江戸時代の作物には、この組織中に入れにくいものが

少くない。又江戸時代末期から明治初年にかけて勢力のあつた假名交り文の傳統を示してゐないのも遺憾である。併しこれは元來古文に就いてだけ考へたのであらうから、多くを望むのはさしひかへたい。とにもかくにも、口語と漢語とを用語として書かれた古代文學を一括して、その發達系統を幾分なりとも明かにした點は最初の功績であると稱へてよからう。

今試に奈良朝に行はれてゐた文學の種類を見ると、その用語の性質と記載樣式とにより、

- 漢　文
- 國　文
  - 東鏡　體(一)
  - 宣命　體(二)
  - 假名專用體(三)

のやうになるであらう。この中、漢文は最も盛んに行はれた文章であるが、本篇では省略する。

國文の中の(一)の東鏡體は鎌倉時代の記録として有名な「東鏡」（治承四年ヨリ文永三年ニ至ル記録デアル）が採用してゐる體で、漢字を以て綴つてあり、しかも國語として讀まねばならぬものであつて、暫く借りてかく名づける。これに屬するものに、上宮記・上宮法王帝說・高橋氏文・古事記・萬葉集の詞書があり、王朝時代になつてからも、日本靈異記を始めとして、將門記・諸公卿の日記があり、そして東鏡に及んでゐる。これらの間には、漢文味の多寡、假名使用の多少など幾分の差はあるが、一類である。男子の書牘も、この中に入る。

小中村清矩博士は「履中天皇の時、史官の言事を記したる體裁はいかなりけん、今知る由あらざれど、思ふに古事記の書體に類せるものならんと思はる」（上代の文章）と言はれてゐる。この體が我が國文中最古のものの一つであることは推古天皇の十五年に出來た法隆寺藥師佛の光背の銘の實物によつてもわかる。

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年召於大王天皇與太子而誓願賜我大御病太平欲坐故將造寺藥師像作仕奉詔然當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉

とそれに見えるが、これは形は漢文のやうであつて、而も「池の邊の大宮に天の下治しめしし天皇大御身勞はり賜へりし時歲次丙午の年大王天皇と太子とを召して誓ひ願ひ賜ひしく……」といふ風に國語で讀むのである。文中「大御身勞賜時」「誓願賜」「大御病太平欲坐故」などの漢文にない用字法は、何れも敬語の用ひられる所にある。敬語法の頗る發達した國語を有する國民が漢文では表はせない爲にどんなに工夫をしたかが想像せられる。この樣式は後世に續いて所謂東鏡體となるのである。

この光背の銘の如きものから、更に進んで、

於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而依賜也故二柱神立（訓立云多多志）天浮橋而指下其沼矛以畫者鹽許袁呂許袁呂邇（此七字以音）畫鳴（訓鳴云那志）而引上時自其矛末垂落之鹽累積成島是淤能碁呂島（自淤以下四字以音）

のやうに敬語以外の言葉にも國語を示す諸種の工夫が積まれて、かゝる音訓交用の文體が一般的になつて行つた。その一因は次の如き事情も確かに見逃せないと思ふ。即ち古事記の序文に、

然上古之時言意並朴敷文構句於字即難已因訓述者詞不逮心全以音連者事趣更長是以今或一句之中交用音訓或一事之内全以訓錄即辭理叵見以注明意況易解更非注

とあるが如きことである。

併しそれよりももつと根本的なことは國語と漢語との相違であらう。詳しく言へば、

一、語序が異なる。

二、助語を以て實語を連ねる。

三、敬語法が發達してゐる。

の三箇條を擧げることが出來るのであるから、本來漢文であつたものが——これは現存最古の文獻或は金石文に徵して言ひ得る——崩れて行つたのである。

ところで、この體は朝鮮にも古くあつた。その現存中の最古の文章は葛項寺東塔記である。

二塔天寶十七年戊戌立在之
娚姉妹三人業以成立之
娚者零妙寺言寂法師在彌
姉者照文皇太后君嬭在彌
妹者敬信太嬭在也

天寶十七年は我が孝謙天皇天平寶字二年に當つてゐて、年代に於て我が國の資料よりも遙かに降つてゐるけれども、

かうした文體は、朝鮮の國情・國語から觀る時、更に古く生れてゐてもいゝと考へられるのである。而して王仁阿直岐等數多の歸化人があつたのであるから、推古朝の文章にも多くの場合これら歸化人の子孫が參與したことをも考へ併せれば、兩國の文章の間に何らかの交渉があつたのであらうと思はれる。

東鏡體は宣命體や假名專用體とはちがつて、——勿論漢字を使用する文章史上のことであるが——最も末長く行はれたのであつた。

槐記(法眼山科道安著。享保九年)の中に、

文章モ上代三百年前ノ書ハ令ヤ延喜式ヤ江家次第等轉倒ハ勿論漢朝ノ文ニ恥ルヿナシ定家時代ヨリメ日本流ノ文章ガ一流出來テ文字ノ轉倒等コヽロヘ難キヿアリ。

と書いてゐるのは東鏡體の流行を言つてゐるのである。

漢文で書かれた詔敕に對して、國文で書かれた詔敕を宣命と云ふ。(二)の宣命體といふのは、この宣命に用ひられた樣式のもので、一例を示すと、

現御神止大八島國所知天皇大命良麻止詔大命乎集侍皇子等王臣百官人等天下公民諸聞食止詔高天原爾事始而遠天皇祖御世中今至麻氏爾天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾大八島國將知次止天都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨圖圍圂此天津日嗣高御座之業止現御神止大八島國所知倭根子天皇命授賜比負賜布貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐氏此乃食國天下乎調賜比天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止奈母隨神所思行佐久止詔天皇大命乎諸聞食止詔(後略)(文武天皇の宣命)

のやうに、多くは語序を國語風に書き下し、實辭は訓讀し、虛辭は音借とし、實辭は文字を大きく、虛辭卽ち活用語

尾や助動詞や助詞などを右寄りに、若しくは二行に割つて小書してゐる。これに屬するものにはこの外に延喜式に收めた祝詞がある。共に散文の國語資料として尊重するに足るものである。前者は古儀先例を重んじる祭祀關係のものであるから、概して古體であり、後者は、事件に應じて天下に傳へるのであるから、用語や言ひ表はし方に時代の影響が見える。例へば、

朕方髮乎曾利天佛乃御袈裟乎服天在止毛國家乃政乎不行阿流己止不得佛毛經仁勅久國王伊王位仁坐時方菩薩乃淨戒乎受與止勅天在

は淳仁天皇天平寶字八年の詔であるが、漢語や梵語の外來語が自由に取り入れてあるのを見るのである。

この宣命體は何時頃から始まつたであらうか。本居宣長は「詔詞解」で、

上代の詔勅はみな此宣命といふさまの文にぞ有けむを(中略)書紀撰はれたりし時、いと上代のこそ世にのこらざることもありけめ、やゝ近き御代〳〵のは多く傳はりてぞ在べきを、みな弃て載せられず(後略)

と言つてゐる。續紀の開卷第一から宣命が見えてゐて、書紀には全く見えないといふ事實が、書紀と續紀との撰者の相違から起つた結果のやうに思はれもして、この說に同意したくもなるのであるが、なほ種々なことを考へ合せて後判斷しなければならないのである。宣長の說は別としてこの樣式卽ち所謂宣命書きの行はれるやうになつたのは何時頃からであらうか。已に言つたやうに、用言の活用語尾や助動詞や助詞の類を識別してゐるのであるから、不完全なものであるに違ひないが、かゝる語法的意識は學問のかなり發達した後でなければ、現れる筈もないと考へられるが故に、續日本紀に於て最も古いものになつてゐる文武天皇の詔敕が書かれたよりも遙かに以前と云ふやうなこと

は、當時の各方面の事實から考へ及ぼす時にも、否定せられなければならぬ。少くとも、その御代以前に始まつたとしても、それほど遠くない頃からであらうと思はれる。

かうした様式で書かれたものが、また朝鮮にもある。こゝにも彼此交渉の問題が存するのである。これに就いて今新しく筆を起す煩を避けて曾て山岸德平氏が岩波講座の「日本文學」で「今昔物語集概說」の中で觸れて居られる記事を左に引用しようと思ふ。

我が國に於ける雙記式の表記法は既に宣命や祝詞に見えてゐる。恐らくかゝる形式は朝鮮の吏道を學んだものであらう。吏道は、吏讀・吏頭・吏套又は吏吐とも書く。寫音的に朝鮮語を寫す爲に用ひた漢字を言つて居る。主に助動詞や助詞で、中には活用しない體言に相當するものもある。この外にも朝鮮には吐といふものを用ひた表記法がある。これは多く經書に附けられた朝鮮語の助動詞や助詞を言つて、主として諺文や漢字の略體、又は漢字も用ひられて居る。然しこれは比較的後世のもので、「吐」の記事の文獻に見えるのは李朝の世宗の十年（我が後花園帝の應永三十五年即ち正長元年—二〇八八—足利義教の時）である（世宗實錄）。かくの如く後世の發達にかゝるものが吐であるけれども、これとても吏讀と根本的に異なるものでは無い。寧ろ吏讀の進化したものとも見る事が出來る。吏讀は新羅時代の創制で、新羅時代の鐘銘や碑文に多く用ひられ、兩者の間に甚だしく懸隔がある。その爲に從來は吏讀と吐を全く別種のものの如く見て區別する者もあつた。然し吐も亦讀と同一のものであるが、吐は比較的後世の發達にかゝるものが多いと言ふに過ぎない。

さて吏吐は新羅時代を經て高麗時代に入り、更に李朝に入つてからも使用せられて居る。諺書等には最近迄も

使用して居た由である。尙ほ吏吐の語義に關する岡倉由三郎氏の說は、參照すべきものであるが故に茲に揭げておかう。

吏は胥吏の吏の義で道は假り字を意味する。朝鮮には語尾を巨(ト)といふ。故に吏道とは胥吏の用ひた語尾の義である。（取意）

次ぎに尙ほ吏讀の實例を擧げておく。まづ漢字その儘を使用したものを揭げる。

天地之間、萬物衆厓唯人伊最貴爲尼所貴乎人隱以其有五倫也羅是故奴孟子伊曰父子有親爲旀君臣有義爲旀夫婦有別爲旀長幼有序爲旀朋友有信是羅爲時尼

此處に擧げた吏讀の意義及び音は次ぎの如くになる。

厓 ai に　伊 i が　爲尼 hăni から　隱 ŭn は　羅 ra なり　奴 no で

爲旀 hă-myŏ して　是羅 ria なり　爲時尼 hă-si-ni のたまふ

この中、伊は日本語に「仲麿伊」の如く主格の下に附いて古くは用ひられた例もある。以上の外に更に略體の吏道がある。例へば次ぎの如きがそれである。

イ i 伊の略　フ ya 也の略　ヌ no 奴の略　タ ta 多の略　メ hă 爲の略

乎 lo 乎の略

これらの中イ・タ・ヌは我が片假字と同一である。されば我が片假字と吏道の略體の間には、必ず何等かの關係が認められる。

却說この吏道の發明者を、三國史記や三國遺事、東國通鑑等の記事によつて從來は新羅の薛聰と稱して居た。然し三國史記に「聰性明鋭、生知道待、以方言讀九經、訓導後世」と記し、三國遺事にも同じ樣に「以方言講九經云云」の記事の存するを見れば、吏道は敢て一個人の發明では無い樣である。勿論、薛聰は優秀な學者であつたらうが、新羅時代には旣に吏讀に類した漢字使用法が存在したのである。卽ち鄕歌に於ける地名・人名・官職等の如く漢字を寫音的に用ひる表記法がそれだ。さればこれらの中、特に一般に使用せられ、又、世に流行したものが吏道となつたと見られる。從つて吏道又はこれに類する表記法は古くから存在した事も知られる。

この表記法が我が國にも傳來し、宣命や祝詞等に用ひられた。宣命の中、古いと見られるものは文武帝の元年（一三五七）八月庚辰のもので次ぎの如く記されて居る。――（例ヲ省略スル。）

又、祝詞に關して一例を示せば左の如くである。

荒鹽之鹽乃八百道之鹽乃八百會爾座須速開都比咩止云神持可可呑牟氐如此久可可呑氐波氣吹戸坐須氣吹戸主止云神

……祓給比淸給事乎諸聞食止宣（大祓詞）

（中略）又、高橋氏文も半ば漢文を用ひ半ば宣命體を用ひたものがある。卽ち

見ニ河曲山梔葉一天高杯八枚爾刺作利……取ニ眞木葉一天……取ニ日影一天爲レ縵、以ニ蒲葉一天美頭良乎卷寸採ニ麻佐氣葛一弖多須岐仁加氣……多爾久久乃佐和多流美岐波加幣良乃加用布美岐波波多乃狭物……乘輿從レ東、還ニ座於伊勢國綺宮一……（第一章）

（中略）などの如きがそれだ。から見て來ると小書雙記體は、吏道の流を汲む古型の表記法であり、宣命や祝詞或

は漢文を國語交り卽ち後の假字交り文の如く讀み或は書く際の形式である事が知られる。―（後略）

右の記事でこの問題は一先づ終つておかう。

かくて散文に於ける純國文の書き方が成立したのである。併しまだ漢文書式の部分や漢文法に於ける助詞の使用もあつて、漢文から導き出されたものであることは疑ふ餘地がない。それはそれとして、所謂後世の漢字假字交り文の一種であると言へよう。

この體に屬するものには、宣命・祝詞・高橋氏文の一部の外に、元興寺緣起の一部分、成立年代は不明ながら、攝津風土記や、備後風土記のやうなものが數へられる。平安朝に入つては、漢字は殆ど片假名になつてゐるがこの體に屬するものに、說話文學物の今昔物語・法華修法百座・打聞集・三寶繪詞などがある。一例を示すと、

今昔在原業平中將ト云フ人有ケリ世ノ□者ニテナム有ケル　（今昔物語）

子アリ其ノ名ヲ爲陵トイヘリ　（法華修法百座）

有智ノ僧ニ見セテ尊トカラレムト思シテ　（打聞集）

鎌倉初期のものと思はれる吉備大臣物語も宣命體である。

東鏡體と宣命體とは、共に公用文書として近密な關係に立つてゐた爲に、既に天平時代に於ても次の例に見るやうな兩體の併用がよく行はれたらしい。

謹啓 □

右十二月正月二箇月料者、造物所請留、給正身已訖、但黑人中十一月粮者、造物所无是者、黑人給止母仕丁等中

留止毋彼膳仕丁刑部五百奈比依旡、不得勘、謹啓

天平寶字六年三月九日六人部荒角

これは正倉院文書であるが、その外には、平安朝時代の公卿の日記類がそれである。一例を擧げると、藤原行成の「權記」の寛弘八年六月廿八日の條に、

仍今日凶會不參入、明日可參侍、抑置上﨟者此事未得其意、若造宮所事もなど可侍はなれ…亦有何事哉とこ曾〇侍れ

とあり、後小野宮右大臣實資の「小右記」の寛仁二年十月十六日の條に、女御藤原威子が後一條天皇の皇后に冊立せられ給うた時、父道長が喜びの餘り、歌を詠み、實資に返歌を求めた時のことを書きつけて、

太閤（道長ノコト）招呼ニ下官ー云、欲レ讀ニ和歌一、必可レ和者、答云何不レ奉レ和乎、又云誇たる歌になむ有る但非ニ宿構一者、此世乎は我世と所思望月乃虧たる事も無と思へハ、余申云御歌優美也、無方酬答滿座只可誦此御歌…

とあり、又、中御門宗忠の「中右記（チユウイウ）」の天仁元年十月の條に、

次仰云、明日之午時爾依大嘗會御禊、可有行幸、長和五年之跡之儘に候へ（此詞不知先例今案所仰也）稱唯退出了、

とある。この日記類に見える宣命書は殆ど、和歌と人の言葉とを寫したところに限られてゐるやうである。

前述の所によつて、東鏡體はとにもかくにも姿はやはり漢文と言はねばならないものであり、宣命體は漢字交り文であつて、二者ともに、漢語の入り易い狀態にあるのであるが、（三）の假名專用體は全く漢語と絕緣せられて、それらの不純な言語に煩はされることなく、純粹な國語の世界であるといふ點に於て、我々は一段の懷しさを感ずるので

ある。

然るに、今日傳はり存してゐる體の中で最も數少いのが實にこの假名專用體なのである。この事實は何を意味するのであらうか。當時に於てこの文體の使用が最も少かつた爲であるとも考へられないではない。併し、古事記の序文を見ると、已因レ訓述者、詞不レ逮レ心、全以レ音連者、事趣更長、是以、今或一句之中、交二用音訓一、或一事之內、全以レ訓錄、とあつて、この體を別に珍しさうにも書いてゐなければ、因難さうにも言つてゐないのを見ると、この文體も相當繁く用ひられてゐたのでなからうか。

又、この體は他の二樣式よりも發達流行が少しは後れてゐると見られないこともないやうである。例へば、これは文章でなくて、歌謠であるが、萬葉集を一覽すると、概して古い歌が漢文に近い體若しくは所謂東鏡體のもので、卷十一の、

春楊葛山發雲立座妹念

雷神小動刺雲雨零耶君將留

の如きは、人麻呂歌集中から拔いたものであるが、「春楊」の歌の如きは、僅かに十字で三十一音の短歌として訓まれるやうに出來てゐる。この外一の卷や二の卷や古歌集の歌の如きは右のやうな書式で、假名書きの部分は極めて少い。さうして新しいものに假名書きの部分が多い。卽ち卷五や或は大伴家持の手記と言はれてゐる十七の卷・十八の卷・十九の卷・二十の卷のやうなのがそれである。佛足石の歌の一音一字式もさういふ風に見られないだらうか。歌謠も初めの中は散文と同じく古事記などのやうに東鏡體で書かれてゐたが、記や紀が漢文の中に所々に一音一字式で

國語の訓を注したやり方が、歌謠に於て更に特殊な必要が認められて、次第に一音一字式になつて行つたと見るのである。それは歌謠と云ふものが、音數に强く制限せられて居て、漢文風に書いてあつては、他人にとつて、或は後になつて助動詞や助詞や或は用言の語尾などが明かにはわからないことがある。二樣若しくはそれ以上に訓めて、且つ音數の上に變動を起さないとしても、作者の考へた意味の上や音調の上では微妙な相違を來たす恐れが十分にある。歌謠はその國語の最も微妙な連續物であり、一音の相違によつてはすつかり別物になることもあるのは、今日我々が萬葉集の語法を研究するに當つて、常に經驗する所である。卷十四の東歌や卷二十の防人の歌が一音一字式で書かれてゐるのは、それが後の書き換へであらうと否とに關ることなく、一つの理由は東鏡體の如きものでは、當時の都詞を以ては訓みやうが定らないからであらう。方言を保存するとか、珍しいとかだけの理由であるならば、その書き表はし方に到る徑路を闡明してゐないと思ふ。

歌謠は常にその一音一音が文章の場合以上に大切な性質を有つてゐる。文章ならば、上の方で言ひ違へても後の方に餘裕があるから、言ひ繕ふことが出來ないこともないのである。歌謠が常陸風土記に、

愛乎我胤、巍哉神宮、天地竝齊、日月共同、人民集賀

飲食豐富、代代無絕、日日彌榮、千秋萬歲、遊樂不窮

の如く書いてあつて、普通には、「愛(は)しきかも我が胤(みすゑ)」といふ國語の訓を與へてゐるが、それが果してどれだけ眞に近からうか。如何やうにでも訓むことが出來るではないか。その原文を見ると、四字づゝ竝べてゐたり、國語では「ツキヒ」といふのを漢語の「日月」としてゐるが如きを觀ると、これは「漢詩」化したものであつて、從つて國語で訓むこ

とを豫想してゐるのではないのではなからうかと思はれる。歌謠としては餘り例の無い書き方である。

かうして歌謠に於ける一音一字式即ち假名專用體が文章の上に於ても幾分の影響を與へてゐるのではなからうか。

右方與保呂久保爾在志比禰、鼻太乎理爾黑子、上久治比留爾黑子

は天平勝寶二年の奴婢見來帳に見えるもので、奴婢の人相を記したものである。さうして未だ純粹の一音一字式ではないが、少し後れて初めて一音一字式が現れる。これは正倉院文書の中で紙背を用ひたものであつて、一つは天平寶字六年正月及び二月の日附あるもの一枚と、一つはそれとほゞ同じ頃のものと思はれるもの一枚とだけである。その前者は、

布多止己呂乃己乃己呂美レ乃美毛止乃加多知支々多末マ(部)爾多天萬都利阿久……

とある。その文意よりすれば、當時の書簡文でなからうか。左に後者の全文を引かう。

和可夜之奈比乃可波利爾波於保末之末須美奈美乃末知奈流奴乎宇氣與止於保止己可都可佐乃比止伊布之可流可由惠爾序禮宇氣牟比止良久流末毛太之米氐末都利伊禮之米太末布日與禰良毛伊太佐牟之可毛己乃波古美於可牟毛阿夜布可流可由惠爾波夜久末可利太末布日之於保己可〻可佐奈比氣奈波比止乃太氣太可比止□己止波宇氣都流

とあり、これは、

我が養の代にはおほまします南の坊なる野をうけよと大德が司の人言ふ。然るが故に其れうけむ人ら車持たしめてまつり入れしめ給ふ…

のやうに訓むのであらうが、意味の通じにくいところもある。

何はともあれ、この體の現存してゐるものが極めて少いのは、何かの事情によるので、必ずしも當時使用が少かつたのではなからう。

東鏡體も宣命體も共に國語を寫すやうに出來てゐた文章の二様式であつたが、國語をその音聲のまゝに載せることが出來るやうには作られてゐなかつた。獨り假名專用體だけがそれをよくしたのである。されば機會さへあれば、この體が盛んに行はれることは當然な勢であつた。

我が神代に文字があつたといふやうなことは、今日では學者の信ずる所でない。忌部廣成の「古語拾遺」の序文に、

蓋聞上古之世未レ有ニ文字一。貴賤老少口口相傳、前言往行存而不レ忘。

と記されてゐるが如き狀態であつたらうと想像せられる。從つて我が國語が文獻の形をとつて現れ始めたのは、漢字傳來以後のことと言はなければならない。

「古事記」には、應神天皇の御代に百濟から王仁が來朝して、論語十卷と千字文一卷とを奉つたといふ記事があり、「日本書紀」には、王仁の來朝は應神天皇の十六年(紀元九四五)となつてゐる。我が國に於ける漢字・漢籍のはじめを文獻上に求めれば、右以前に溯ることは出來ないのであるけれど、事實は必ずしもさうではあるまい。近年、出土品の研究によれば、漢土との交通は隨分古いものであり、九州のやうな西陲に限ることなく、畿內に於てさへ前漢時代の物が發見せられるといふことである。前漢は我が紀元の六八四年が最後であるから、文字の傳來もその頃からあつたとすれば、右の記錄より更に二三百年も溯ることになるのである。たとひ支那本土と直接は交通してゐなかつたと

しても、支那の文化を承けてゐる朝鮮との交通はかなり古い時代から行はれてゐたことであるから、自然漢字も夙くから傳來せられてゐた筈である。何にしても王仁の來朝が、漢字傳來史上の一轉期をなしたのは事實として認めねばならない。

我が祖先が最初に知つた文字は漢字であつた。さうして漢字によつて初めて文章を書くやうになつた。かゝる次第であるから、我が文章史上最初の文章語が漢語と密接な關係を有するであらうことは言ふまでもないし、またその交渉は漢字渡來の狀態によつて種々な結果を見せたであらうと思はれるのであるから、漢字渡來が國文學に重大な意義を持つてゐることになるのである。

漢字渡來の當時、我が國人はやはり公的な場合には、歸化人或はその子孫等に之を委ねなければならなかつたであらう。敏達天皇の元年に高麗からの表疏を諸史に讀み解かせられた時、三日かゝつても讀めなかつたのに、船ノ史の祖である王辰爾が讀み解いて賞せられ、諸史はお叱りを蒙つてゐる。推古天皇の時に留學生として遣唐使に隨つたのは皆歸化人である。かうして歸化人及びその子孫は國内に於て諸の記録を司つたり、我が國人に漢學を教へたりしたのである。

儀禮的な公用文章がいつしか漢語漢文でなければならぬやうになつて行つたのも無理でない。雄略天皇時代のもので今日見得る最古の外交文書が彼の宋書に載せてある。

封國偏遠、作藩於外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋渉山川、不遑寧處、東征毛人、五十五國、西服衆夷、六十六國、渡平海北、九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歳、臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極、

道遙（一巡）百濟、裝治船舫、而句驪無道、圖欲見呑、掠抄邊隸、虔劉不已、毎致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟、實忿寇讎壅塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲大擧、奄喪父兄、使垂成之功不獲一簣、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵申父兄之志、義士虎賁、文武效功、白刄交前、亦所不顧、若以帝德覆載、摧此强敵、克靖方難、無替前功、竊自假開府儀同三司、其餘咸假授、以勸忠節、

多少彼の人の修潤が加はつてゐるかも知れないが、編者等の擬作ではないと言はれてゐる。

天平元年三月の詔に、

宣文則皇太夫人語則大御祖追收先勅頒下後號

とあつて、漢語では皇太夫人、國語では大御祖といふと云ふのである。常陸風土記に、

荒賊　俗曰阿良夫流爾斯母乃

海苔　俗曰乃理

能渟水哉　俗曰與久多麻禮留彌津可奈

とあつて、この「俗」といふ意味は漢語に對する日本語を指すのである。卽ち前の例は文章語を漢語と定め、後の例は雅語を漢語と定めてゐるのである。後になつての例ではあるが、そこに、當時の漢語の勢力を見るのである。

古事記と日本書紀とを竝べて見る時、書紀が當時對內的には大八洲と云ひながら而も對外的な日本と云ふ國號を冠せてゐることからしても、この書が對外的なものであることは知られるが、更にその文體を比較する時、たとひ出來るだけ漢文を國語風に訓む傾向であつたことは二者同じであつても、歌謠以外は全部漢文で書かれた書紀の方が古事

記より遥かに公用的な意味を持つものと考へられないだらうか。

奈良の都が手狭となつて都は京都に遷された。支那の文化を取り入れるのに汲々としてゐた當時の人々は、歴代の天子の學問御奬勵と相竢つて、愈〻漢學に熱中した。大學・國學の外に、弘文院・學館院・勸學院・綜藝種智院の如き私學の經營さへ起り、續日本紀四十卷・日本後記四十卷・續日本後記二十卷・文德實錄十卷・三代實錄五十卷・新撰姓氏錄三十卷・類聚國史二百卷などの歴史關係の書や、弘仁格十卷・弘仁式四十卷・貞觀格十二卷・貞觀式二十卷などの法制關係の書やその他醫書・類書などの漢文で書かれた著述は頗る多い。更に詩文には嵯峨天皇の御代に凌雲集一卷(延喜元年から弘仁五年までの詩を集めたもの)・文華秀麗集三卷(ほゞ凌雲集と同時代のものを集めてゐる)・經國集二十卷(慶雲四年から天長四年までの詩文を集めたもの)の如き敕撰集の世に出たことは實に驚歎に値するものである。如何に當時の漢文學が尊重せられてゐたかが十分知れるのである。

斯の如き奈良朝から平安朝初期にかけての支那文化心醉の世相は、勢ひ從來の文學卽ち和歌を顧みないやうになしつゝあつたことも亦自然の理であらう。そして平安朝初期から淸和天皇の御代以前までの時代は完全に國風を追ひやつてしまつた。古今和歌集の序文に、

今の世の中色につき人の心花になりにけるよりあだなる歌はかなき言のみ出でくれば色好みの家にうもれ木の人知れぬこととなりてまめなるところには花すゝきほにいだすべきことにもあらずなりにたりそのはじめを思へばかゝるべくなんあらぬ古の世々の帝春の花の朝秋の月の夜毎にさぶらふ人々を召してことにつけつゝ歌をたてまつらしめ給ふ

と記してゐるので見ると、世の中の人の心が浮華になつたので、歌もさうしたものになり、從つて好色家の家にかくれ、眞面目な座席には出られなくなつたといふやうになるが、事實はさうでなくて詩文にその地位を奪はれたのである。之を國風暗黑時代と云ふ。

この時、男子の世界と女子の世界とは各〻の文學を異にしてしまつた。男子は漢文學であるから、漢語を用ひて詩文を綴り、女子は國文學であるから、國語を用ひて和歌を詠んだ。勿論これには例外もある。詩文の世界に間々女流の名が見られるのも事實である。併し何事にでも例外はあるものだし、極度に隆盛であつたが爲に、それに惹かれた人々も交るとも言へないことはない。奈良朝では、有名な光明皇后があらせられ、平安朝では、嵯峨天皇の皇女有智子內親王・姫大伴氏・惟氏・尼和氏が數へられる漢學界の人々である。後れては淸紫二女がある。この中でも、有智子內親王は古今無雙の詩才と賞讃せられ給ふ方である。

併し一般としては女子は和歌に閉ぢこもり、男子は詩文に耽つてゐた。さうして國風復興期以後になつても、女子には漢學は必要がないとさへ考へられてゐたやうである。

男子の敎育には、

凡成長頗知物情之時朝讀書傳次學手跡其後許諸遊戲

と九條殿遺誡にもあるが如く、漢學が第一に擧げられる時に、女子の方では、

村上の御時宣耀殿の女御と聞えけるは小一條左大臣の御女におはしまし(中略)まだ姫君におはしける時父大臣の敎へ聞えさせ給ひけるは一には御手を習ひ給へ次には琴の御ことをいかで人に彈きまさらんとおぼせさて古今の

歌二十卷を皆うかべさせ給はんを御學問にはせさせ給へとなん聞えさせ給ひける（枕册子）

とあるやうなもので、漢學のことは無く、全部趣味の教育であつた。更に又、紫式部が、

書どもわざとおきかさねし人（夫ノ宣孝ノコト）も侍らずなりにし後手觸るゝ人もことになしそれらをつれ〴〵せめて餘りぬる時一つ二つ引き出でて見侍るを女房集りてお前はかくおはすれば御幸は少きなりなでふ女が眞字書は讀む昔は經よむだに人は制しきとしりごちいふを

と日記に書いてゐるのを讀むと、女子が漢學卽ち學問することに對して迷信さへあつたことがわかる。式部はその後に於て一笑に附してはゐるけれど、又別に源氏物語帚木の卷に、

三史五經の道々しきかたを明かに覺りあかさむこそあいぎやうなからめなどかは女といはむからに世にあることのおほやけ私につけてむげに知らず至らずしもあらんわざとならひまなばねども少しもかどあらん人の耳にも目にもとまること自然に多かるべしさるまゝには眞字を走り書きてさるまじきどちの女文に半過ぎて書きすくめたるあなうたてこの人のたをやかならましかばと見ゆかし

とあつて、漢字の使用を餘り快くは思つてゐないやうに見える。又式部の日記に「さばかりさかしだち眞字かきちらして傳はるほどもよく見ればまだいとたへぬこと多かり」と批評せられた淸少納言も、

蘭省の花の時錦帳のもとと書きて末はいかに〳〵とあるを如何はすべからん御前のおはしまさば御覽ぜさすべきをこれが末知り顏にたど〳〵しき眞字に書きたらんも見ぐるしなど（枕册子）

と漢字使用に氣をもんでゐるほどである。漢字使用を遊る點からも當時の女子の漢學に對する關係が覗へると思ふ。

かうして漢字・漢文に縁遠くなつて居た女子が、「詩文こそ工夫することはなかつたけれども、男との交渉に於ては和歌の爲にうきみをやつしたのであつた。

西宮記が引用してゐる村上天皇の御日記の天德四年三月の條に清涼殿に於ける歌合の催しの記事が拜讀出來るが、その中に、

去年秋八月殿上侍臣鬪詩合時、典侍命婦等相語云、男已鬪文章、女宜合和歌

と書き給うたことは、參考になりはしまいか。

ついでに男子の世界に於ける漢學の勢力を大鏡に出てゐる話一つに取れば知悉するであらうと思ふ。即ち大井川舟遊の際、藤原公任が、「をぐら山あらしの風の寒ければ」の和歌を詠んで後に、「作文の舟にぞ乘るべかりける。さて、かばかりの詩を作りたらましかば、名のあがらむことも勝りなまし。くちをしかりけるわざかな。」と言つたといふ記事である。もはやこれ以上は蛇足かも知れないが、もう一つ許してもらはう。

後一條天皇の治安元年十月、御堂關白道長が高野山に參詣した時の日記で、修理權大夫源長經が敕命に依つて書いたものに、

(前略)岫下有二方丈之室一、謂二之仙房一（大伴安曇兩仙各有其碑）菅丞相都良香之眞跡、書二于兩扉一、如二白玉之盈一レ匣、似二紅錦之在一レ機、各詠二妙句一、徘徊難レ去、前總州刺史孝標者、菅家末葉也、雖レ爲二折桂之身一、敢非二滄花之才一、誤以二假手之文一、忝書二神筆之上一、惡二其無一レ心、消以二壁粉一、其外儒胤成業之者、又竝二拙草一、衆人嘲レ之。

とある。孝標はかの更科日記の著者の父である。少し注を施すと、

壁粉を以て消した理由は
一、誤つて――假名文で書いてゐる。
二、忝くも――神筆の上に書いてゐる。

といふことになる。男子が假名文――假名で書くといふこと――を見下げてゐた證據である。併し婦人の有する唯一の文學が復興の魁となつたと同時に、文學界に於ける婦人の地位が高上して、彼此因となり、果となつて、和歌の價値が次第に認められて來たことは注目に値する。

さうした時代に國文の文學作品が現れるとすれば、伊勢物語のやうな和歌を本體としたもの、和歌の小序を展開したものであつてよい筈である。かういふ物が國語文學發展の第一期の作品であつてい丶やうに思へるが、事實はその第二期に屬するやうな作意ある小說の竹取物語が第一期に出てゐる。これは一面理解しにくいことなので、或人達は竹取は元來漢文であつたのが、後に假名文に翻譯せられたのだらうといふやうなことさへ言つてゐるぐらゐである。

これらの作品が王朝文學の祖であつて、未だその前に假名書きの物語は出てゐないのであるから、後に見る文章語といふやうな特殊の言葉が作られる機會はなかつたであらうし、從つてその用語は當然當時の口語であつた筈である。けれどもそれらの口語は、已に消息文に於て十分洗練せられてゐたと考へられる。枕册子に、

わろきものは詞の文字あやしく使ひたるこそあれ、唯文字一つにあやしくもあてにもいやしくもなるはいかなるにかあらむ(中略)まして文を書きてはいふべきにもあらず、物語こそあしう書きなどすれば、いひがひなくつくり人さへいとはしけれ。

とある。こ丶に文字とあるのは用語といふことである。源氏物語の雨夜の品定めの中にも、

わかやかなるほどのおのがじゝは、塵もつかじと身をもてなし、文を書けど、おほどかに言選りをし、とある。これは王朝時代盛時に書かれたものであるが、この人情が、暗黒時代に存在しなかつたわけもないのであるし、殊に和歌と共に戀の言葉を載せて往來した消息文に於ては、和歌を詠むほどの工夫は積まれたであらうから、その間に用語の彫琢は施されたに違ひない。

消息文は、問題が單純であり、相互間の理解の容易なことを普通とするから、事情が最も對話の場合と似てゐる。かうしたわけで、その用語様式が最も對話の場合の口語の姿に似てゐるのである。

又、折口信夫博士の說をも借りて言へば、王朝前期の宮廷奉仕の女性の一つの職掌は、主上の御命令をそのまゝ傳達することで、元は口で傳へたものを後に筆記したのであるが、未だ口頭傳承から脱化しきらない頃であるから、この女性の書いた文章は口語と殆ど同一であつたらうとも考へられるのである。さうしてこゝにも假名書きの練習時代があつたことであらう。

以上のやうな有様である上に、當時の女性には正式な學問の素養はないのだから、實用的以外に遊戯的に文字を使用することはなかつた。學問ある男子は相互の音信は東鏡體か漢文でなし、女子を離れて假名文を草する場合はなかつたのである。故に女子中心に洗練せられたものゝ、飽くまで話語の洗練であつて、話語と文章語との分離ではないのである。

暗黑時代のもの、覺醒期初期のもの共に消息文の資料は存しないのであるが、竹取物語を源氏物語に物語の祖といつてゐるのに從へば、今の我々にとつては、

ふみを書きおきてまからむこひしからむをり〳〵とりいでて見給へとてうちなきて書くことばは
かへすがへすほいなくこそおぼえ侍れぬぎおく衣をかたみと見給へ月のいでたらむ夜は見おこせ給へ見すてま
つりてまからむ空よりもおちぬべきこゝちする
と書きおく

の消息文も何らかの參考になる。時代は少し下るが、落窪物語に一例をとれば、
いでや降るともといふこともあるをいとうとうとしき御心ざまにこそあめれさらにきこえさすべきにもあらず御
みづからは何の心ちのよきにか來んとだにあるぞかゝるあやまちしいでてかゝるやうありやさても世の人は今宵
來ざらんとかいふなるをおはしまさざらんよ
きのふ越前守してきこえし御消息は申されけんや御いとまあらば今日必ずたちよらせ給へ聞えさすべきことあり
（消息）

の如くあり、對話の文と比較するために、もう一つ同じ物語から例を引かう。
ほどなくいとほしくぞ侍らむかしさ侍れどあやにくなる雨はいかゞはせむ心のおこたりならばこそあらめさるは
文をだにものせさせ給へ（對話）

對話の文と消息の文と如何に近い形であるかを知るであらう。又、
御文御覽じつれど、まめやかに苦しげなるみけしきにてなむ。御返事も。さていと長げにはなどか。いつの程に
かはみじかさも見え給はむ。また頼もしげなくとも、うしろやすくのたまふらむ。（落窪物語ノ消息文）

の如きを見る時、先の對話の文と同様に如何に主語や述語などの大膽な省略がなされてゐるかがわかるのである。一つは時代の趣味でもあらうし、和歌の影響もあるか知れないが、その練習時代が省略に便利な事情に置かれてゐる消息文であつたといふことにも歸するであらうと思ふ。

かうして文章の修養が積まれ、口語も洗練せられて、文章語のにほひを僅かながらも加へつゝ藝術作品を綴り出すだけの準備は著々と進められて、その時機を竢つばかりになつたのである。

さうして現れたのは、土佐日記・伊勢御日記・蜻蛉日記の如き——日記とは云ふもの〻多分に物語味を帶びたものが多いが——ものであつた。

本朝書籍目錄の假名部に見える醍醐天皇の皇后藤原穩子の御日記、一名大后御記、大宮日記、天曆母后日記と呼ばれる眞の假名書きの日記も現れたのである。

文學が文字を異にする時は、やはりその文字に就いても一應の考察を加へることが、その文學の理解を一層深めるであらう。

奈良朝時代の散文は漢字で書かれたが、平安朝時代では別に新しく平假名で書かれた一體が現れた。そこで國文の散文文學の展開に就いてはこの文字のことにも少し觸れねばならないのである。（委しくは本講座「平假名の研究」を見てもらひたい）

紀貫之の土佐日記に、安倍仲麻呂が、唐で、「靑海原ふりさけみれば春日なる三笠の山に出でし月かも」と詠んだことを書いて、「かの國人聞き知るまじくおぼえたればことの心を男文字に様を書き出してこ〻の言葉傳へたる人に言

ひ知らせければ」とある。この男文字と云ふのは明かに漢字である。それに對する言葉として女文字といふのがあつてよいわけである。然るにあひにく土佐日記と同じ頃のものにはその言葉の使用例を知らないのであるが、宇津保物語や源氏物語には「女手」として見える。男・女と言ひ別けてあつても、絶對に二者相犯すことがなかつたと云ふのでもないけれど、一般としてさういふ區別にあつた。

併し、假名の全部を女手と稱したのではない。宇津保物語(國讓卷)に、

かゝるほどに右大將殿よりとて手本四巻いろ〳〵の色紙に書きて、(中略)黄ばみたる色紙に書きて山吹につけたるはし(眞)の手、春の詩。青き色紙に書きて松につけたるはさう(草)にて、夏の詩。赤き色紙に書きて卯の花につけたるはかな、はじめには男にても女にてもあらず、あめつち、その次に男手はなち書きに書きて、同じ文字をさま〴〵に變へて書けり。

とある。文中、春夏の詩が書いてあるのは漢字であり、それが眞(楷)と草とになつてゐるのである。そして、この文に據れば、「かな」が「男にてもあらず女にてもあらぬ手」と「男手のはなち書き」とに書き別けてあることを言つてゐる。次に又この文面からは、

男手、女手、男にてもあらず女にてもあらぬ手

の三種の假名があることを物語つてゐる。

一、男手　こゝにいふ男手は土佐日記の場合とは違つて來てゐる。今は假名の一種である。而も男といふ文字から想像する時、漢字の姿を持つた萬葉假名でなければならない。はなちがきとは一字一字切つて書いたので、續け書き

でないといふ意味である。

二、女手　とは假名の中で最も書き頽された極草の平假名である。原字の面影をすつかり脱出して、日本文字として見られる體である。卽ち普通に平假名と呼んでゐるものである。

三、男にても女にてもあらぬ手　とは萬葉假名と平假名との中間に位する一體で、つまり萬葉假名よりは頽れてをり、平假名ほどには頽れてゐない程度の文字で、漢字の草體に近く頽された假名である。これは別に「さう」とも呼ばれてゐた。現存中の古跡に例を求めれば、秋萩帖や賀歌切があり、俊賴筆と稱せられてゐる三十六歌仙の拓本も之である。この歌仙の原物如何を知らないが、模本によつて作られたもので、字體も大部模しくづしてあるやうに思へる。

王朝時代に書かれた現存假名文書の最古のものは、北白川宮家御所藏の貞觀九年二月十六日圓珍所著讃岐國戸籍謄本である。貞觀年中は覺醒期の第一年である。この文書に用ひられてゐる大屬有年の筆跡は、假名としては行の手であつて、女手と云ふのには原字卽ち漢字に近すぎる。が、この文字を見ただけで、當時まだ女手の發達が無かつたと定めることは早計でなからうか。何故ならば、當時とても、婦人はもつと遙かに大膽に、自由に、筆に任せ、趣味に任せて書き頽したであらうと考へられるからである。漢字を漢字として用ひる機會は無かつたのであるから、原字を顧慮し、原形に拘泥する理由が存しないのである。かくて私は、女手卽ち平假名の完成者は婦人であつたらうと考へてゐる。

紀貫之自筆の土佐日記の一部を藤原定家が臨摸したと傳へられてゐるものが前田侯爵家に傳はつてゐる。その定家の見たといふ原本が貫之の自筆としてまちがひないものかどうかは、今日知る術も無いが、假名遣の上から判斷すれ

ば、貫之時代の筆であることを否定するに足る事實は何も見出されない。さうしてこの文字は女手に屬する。又假名遣の上から見て貫之時代まで上らせることの出來るものは傳貫之筆の寸松庵色紙一つである。やはり立派な女手である。かうして實物によつて女手の發達の時期が想像つくのである。

又、女手の發達は別の方面からも覗はれる。

古今集の序に、當時の手習の歌として「難波津に咲くやこの花」と「淺香山影さへ見ゆる」との二つのあつたことが見えるが、これは勿論習字手本である。ところで、今兩歌に就いて假名を調べると、重複してゐるものを除いて合計二十七字しかない。當時の國語の標準音は濁音を除いて四十八音であつたから、右の二首の歌で習つただけでは、國語を寫すことも出來ないといふことになる。從つて別の手本を以て不足の文字を補はねばならない。その補ひの手本が「いろは歌」や「天地の詞」である。卽ち、國語を寫すのに必要な假名の字形と運筆とを習ふ爲のものが、いろは歌の類であり、それより稍〻進んで和歌や文章を寫し又自らも進んで書く爲の文字の續けざまを習ふのが難波津や淺香山であつたのである。この續け書きの手本が出たことは發生史的に見て女手の發達を語つてゐるのである。而もこの二歌が手本として用ひられはじめたのは、古今集の序によつて、そのまゝ古今時代と定めてしまふことは出來ないのであつて、それよりも相當以前からの風習であつたと考へられるのであるから、女手の發達は古今集の出來た延喜五年よりもつと古い所まで溯らせることが可能であると思ふ。

再び宇津保物語に還らう。

この物語は成立年代を明かにしない。諸說はともあれ、自分は、それが原形の儘とは信じられないものゝ、現存の

は源氏物語より前のものと考へてゐる。その宇津保物語時代に女手の發達してゐたのは事實であるから、それならば、數十年前の貫之時代に女手が未だ發達してゐなかつたと斷定しなければならぬ理由もないであらう。畫に於て寫生派を完成したと言ひ傳へられる巨勢金岡は淸和天皇より醍醐天皇まで五朝に歷事して、ちやうど國風復興期から完成期まで居た人で、貫之よりも前の人である。その畫風がどこまで獨創的で、唐畫の型を離れてゐたかはわからないが、當時の思潮から推して、この傳は或程度信が置けると思ふ。文字にあつても、この時代に於て、支那傳來の草書から更に一步進んで、女手と呼ばれた國字が創出せられたと考へることは、無理なことでもあるまい。

平假名の出現が王朝文學の展開を滑にしたといふことは今更らしく書きたてるにも及ぶまい。平假名と王朝文學とは先づかうして離れることの出來ぬ關係を以て結びついてゐる。その平假名の創始者であり、使用者であつたものが、婦人であつたといふことに想ひ到つたならば、婦人と王朝文學の用語との間に必然的に交涉があつたことも肯けるのである。加茂眞淵は「山背國はたをやめの國にして、丈夫もたをやめを習ひぬ。かれ古今集の歌は專らたをやめの姿なり。」（新學び）と謂つた。丈夫の姿である萬葉調は國風暗黑時代に婦人の手に育てられた爲に、たをやめの姿に變つてしまつた。然るに、その一變したたをやめの姿で覺醒期の歌人らの眼の前に範示せられた。さて六歌仙時代の歌となり、古今時代の歌となつたのである。

男もすなる日記といふものを女もしてみんとてするなりと書き出された土佐日記の用語は、論までもなく婦人の言葉であつた筈である。土佐日記に限ることはない、平假名―女手で書かれた文學は、少くともその初の時代に於ては、土佐日記の作者が選んだと同樣な道を步まうとしたものであらう。闇黑時代に婦人の世界戀の世界で養はれた和

歌を模範として古今集時代を現ぜしめた復興期の作者は、同じ婦人の世界戀の世界で洗練せられた消息文のいろ〳〵を學び傳へて、王朝文學を展開せしめたと推斷しようとすることに矛盾があるだらうか。王朝文學の傑作が皆婦人の手で書かれたといふことも、かう考へて來ることに由つて始めて自然な說明が與へられるやうに思ふ。蓋し、婦人のものは婦人によつて成し遂げられるのが當然だと思はれるからである。かくて王朝文學の語脈は婦人のそれであつたと考へる。女官を中心とした宮廷語と言つた方がもつと適切であるかもしれぬ。よしや作家は男子であつても、筆の運びは洗練せられたこの宮廷語へ宮廷語へと向けられたであらう。

野守鏡にこんな話が見える。「藤原保昌歌をうらやみて『早朝おきてそ見つる梅花を夜陰大風不審不審よ』とよみたりける、和泉式部きゝて歌詞はかくこそよめとて『朝またきおきてそ見つる梅の花よのまの風のうしろめたさに』とやはらげたりける同じ心とも覺えずおもしろく聞ゆる」と。話の眞僞はともかくも男子の用語に漢語乃至は字音語が交りがちであつたことは確かであらう。早朝・夜陰・不審は何れも男子の通常語であつたであらう。婦人と雖も、時には使ひもしたであらうが、漢文に親しみ東鏡體の文章に慣らされた男子の筆が、若し何ら顧慮するところなしに自分の路を走つたならば、その文章に漢文臭味のほのめき漢語の混入を見るのは當然すぎるほど當然な結果であつたであらう。その例として二種の文學を引用する。

俊蔭ふしをがみて曰く、日本より山を尋ぬる大いなる心ばへはちゝはゝが愛子として一生にひとり子なり、親のかへりみの厚く慈悲の深かりしをすてて、國王の仰せのかしこかりしによりて渡れり、その父母紅の涙を流して宣はく、汝不孝の子ならば親に長き嘆あらせよ、孝の子ならばあさき思ひのあさきにあひむかへと宣ひき、さる

を俊蔭あたの風大いなる波にあひて、多くの輩を滅ぼして、一人知らぬ世界に漂ひて年久しくなりぬ、しかあれば不孝の子なり、(宇津保物語、俊蔭巻)

其時ニ、守ノ郎等散位佐伯ノ經範ハ相模國ノ人也、守專ニ此ヲ憑メリ、軍破レケル時ニ、經範圍ミ漏サレテ、纔ニ出テ、守ノ行ケル方ヲ不知、散タル者ニ問ニ、答テ云ク、守ハ敵ノ爲ニ圍マレテ從兵不幾、此レヲ思フニ定メテ脱レム事難シト、經範ガ云ク、我レ守ニ仕ヘテ三十年、既老ニ至ル、守亦若キ程ニ不在ラ、今限ノ剋ニ及テ何ソ同ク不死ラムト、其隨兵兩三騎亦云ク、君既ニ守ト共ニ死ナムトテ、敵ノ陣ニ入ヌ、我等豈ニ獨リ生カムト云テ、共ニ敵ノ陣ニ入テ戰フニ、十餘人ヲ射殺シテ、其等モ敵ノ前ニシテ被殺ヌ、(今昔物語、源頼義朝臣罸安倍貞任等)

宇津保物語の時代に就いては前に述べた。今昔物語は源隆國(寛弘三年―承暦元年)の著述と傳へられてゐるが、確證とてはない。併し王朝末期に屬する作物であり、男子の筆であることは疑ひなからう。

古今著聞集に、

人のめすには男はよとまうし、女はをとまうす、

とあり、鎌倉初期のものと推定せられてゐる「奈與竹物語」には、帝よりの御召に應じて女が返事にたゞ一字「を」とだけ書いたといふ記事があつて、彼此併せて見ると面白いのである。それはそれとして、男女の言葉をはつきり教へてくれる材料は見當らないのであるが、清原家の毛詩抄(室町中期書寫)に

嫁ハ內言ソ、女ノ詞ツカヒソ、外言ト云ハ男ノ詞ソ、男ハ視着ニソロナト云ヘハ女ハヲウレシウソロナト云ト同

事ソ

とあるやうに、男子の用語には、漢文口調の紛れこみがちであらうことは、容易に想像せられる。なほ、東鏡體の文章が假名交り文に書かれたならば、右に引いた物語のやうになるであらうといふことは、

日前宮事自入道殿頭中將許如此遣仰了返〱神妙候頭中將御返事書うつして令進候入道殿安藝一宮より御下向之後可進之由沙汰人申候へハ本をは留候了彼設他庄ニハふき被切へきよし以外沙汰候歟是大師明神令相搆御事歟入道殿御料ニ百万反尊勝タラ尼一山ニ可令誦御何事又〱申候へし蓮花乘院杜繪沙汰能々可候住京聊存事候て于今御山へ遲々仕候也能々可御祈請候長日談義能々可被入御心候也謹言（高野山文書 圓位ノ書簡）

とあるのなどを見るならば、これは手紙の文であるが、「候」「了」などの語を除いて見れば、多言を要しないであらう。何分にも資料が少くて男女兩語を例によつて識別することはむつかしいが、以上述べ來つたところでもほゞその文章用語の性質に對する見當はつかうと思ふ。王朝文學の行文中に敬語の頻用せられてゐるのも、一つは堂上文學であると云ふ點もあらうけれども、また女流の言葉であり、消息文によつて培はれた言葉であつたといふことも考へてみなければならぬ事實だと思ふ。

發達の歴史から考へて、王朝文學の用語は、中期頃までは、洗練せられた女流口語脈であつたと考へる。當時國語に雅俗の識別があつたことは源順の倭名類聚鈔によつて知られる。例へば、

渡子　日本紀私記云　和太利毛利今按俗云和太之毛利

鯖 波太俗云比禮
王餘魚 加良衣比俗云加禮比

などで明かなやうに、順は一定の方針によつて雅俗を區別してゐる。卽ち新語類形は卑俗の言葉と考へてゐたのである。この識別は彼の獨創とも考へられない。少くとも、創作に筆を染めるほどの人々は、同じ方針によつて選出せられた口語を、時代趣味の調和の流れに溶かしこまうと努力したであらう。前に引用した枕冊子の文によつても、物語の用語が如何に重大視せられたかを窺ふことが出來よう。鎌倉の初に書かれたと考へられる無名冊子の物語評を見ても、その用語の可否が最初に數へてある。例へば、第一に源氏物語を批評するにも、

桐壺にすぎたる卷やは侍るべき、いづれの御時にかとうちはじめたるより、源氏初元結のほどまでことばつゞき有樣を始め、あはれにかなしきこと此卷にこもりて侍るぞかし

といひ、第二に狹衣物語を批評するにも、

少年の春はとうちはじめたるより、詞遣ひ何となく艶にいみじく上手めかしくなどあれど、さしてそのふしととり立てゝ心にしむばかりの所などはいと見えず、

とある。こゝに「ことばつゞき有樣」といひ「詞遣ひ」といつてあるのを、十分に味ひかへしてみたいと思ふ。この文句はたゞ單語そのものの良否に就いて語つてゐるものではなく、その單語の使ひ方續け方に就いての評言であると信ずる。和歌の世界に於て、古今集萬能主義—用語も題目も、古今集、少くとも三代集を出づべからずといふ主義が行きつまつた時に、源俊賴が當時の和歌の諸問題は調子の上に歸結することに氣づいて、用語も畢竟續けがらによると說

破して、そこに新活路を開拓した。同じく言葉の續けがらであつても、散文と和歌と全く同一に論ずることは出來ないが、同時代の所生として、そこに共通な或もののあつたことは認めてよからう。時代趣味に導かれた時代調が散文の上にも要求せられてゐた—王朝時代のやうに、全趣味の調和美が人間生活の總てを支配してゐた中の存在に對しては、必ずやこの要求が無ければならなかつたと信ずるのである。

單語の選擇は固より行はれなければならなかつたであらう。然し、それよりも「詞續き」には一層注意せられたものであらう。がこのことは源氏物語以後に於て確實に言はれるのであつて、落窪物語以前の物語は、大體に於て、事件の展開に興味を持つて書かれてゐて、まだ個性描寫とか心持の表現とかいふやうなことには、殆ど無關心に近い態度でその筆は運ばれてゐる爲に、「詞つゞき」も時代調の調和に應じるといふこと以上に、多くを求めることは無かつたであらう。もつとも物語の祖といはれる竹取物語でも、車持皇子と石作皇子とは、同じく皇子でありながらも、車持皇子の記述には敬語を用ひ、石作皇子の記述には敬語を用ひないといふ程度に於て、その行爲に對する作家の感情を用語の上に表はしてゐるといふ風なことも無いではないが、それは表現と言はれる性質のものではない。

生きた言葉から生きた感情を味はせようとするのは、昔も今も物語の常ではあるが、源氏物語以後表現と描寫とが望まれるやうになつては、一層生々とした刺戟を持つてゐる新しい言葉が要求せられたのは當然である。枕冊子に

「こま野の物語」は何ばかりをかしきこともなく言葉も古めき見所多からねど

とあり、無名冊子にも、

「春宮の宣旨」など今の世にとりては古きもの侍れまことに詞遣ひなどは古めかしく歌などわろく侍れど

といひ、また、

「岩うつ波」などむげにたゞありに詞遣ひも古めかしければ

と言つて、いづれも用語の古めかしいのを難じてゐるなど、當時の讀者の聲が十二分にその事實を物語つてゐる。かうして、物語類の用語はその性質上、常に刺戟のあざやかな新用語を求めつゝあつたであらう。が、源氏物語が出て後は、その餘りにも巧な言葉遣ひが、讀書欲を飽滿せしめ、渇仰と禮讃とに我を忘れしめた結果として、創作界は模倣以外の何物をも包むことの出來ない狀態になつてしまつた。源氏物語讃嘆の聲は、紫式部日記に於ける彼女自らの筆により、更科日記に於ける孝標の女の筆により、無名册子の作者の筆により、今も高やかに聞くことが出來るのである。かうして、源氏物語以後の物語類の用語は、日を追うて口語界から遠ざかり、いつとなく固定した文章語が形成せられていつたやうに思はれる。

物語類の用語が何時文章語になりきつたかといふことを斷定するだけの資料は調べ出されてゐない。そこで、甚だ不完全ながら、「侍り」といふ敬相助動詞の生活を探ることによつて、幾分でもその間の消息を窺つてみたいと思ふ。「侍り」といふ敬相助動詞は、王朝時代の物語類に榮えて、その末流の室町時代のお伽册子に至るまで用ひ續けられてゐる。卽ち、

神無月に姫君の親しき人々數多寄り集り給ひて紅葉合あるべしと定めさせ給ふ明日にもなりぬれば色美しく葉數多あらん紅葉を尋ね侍るに此の玉水夜更けてうち紛れ出で……(玉水物語)

ゆめ〳〵さやうのことは侍らず憂き身のめざましく覺えて(中略)唯美しからん姫君などの御側に侍りて御宮仕へ

申したく侍るなり（同）

のやうにも使つてゐる。けれども、平家物語時代になると婦人はサムロウといふ助動詞を用ひてゐて、「侍り」は、もはや口語界には存在してゐなかつたやうである。

では「侍り」はいつ頃から口語界を退いたであらうか。

藤原佐理の消息文に、

若彼親重朝臣箭侍歟將稱澁之由歟承重命將進返之由執申也返々參申侍若遂無他箭重案內耳

とある侍や、行成の權記に、

仍今日凶會不參入明日可參侍抑置止薦者此事未得其意若造宮所事もなど可侍はなれ亦有何事哉とこ曾○侍れ

とある侍はハベリであらう。明衡一條天皇—後冷泉天皇時代ノ人往來には、

白馬之節春間之晴也巡方帶付廻季可及判官儀候哉欲一見侍

といふやうに、候と侍とが等しく卑下を表はす助動詞として用ひられてゐる。侍の方が多く用ひられてゐるが、候もかなり澤山用ひられてゐる。侍をハベリ候をサフラフと訓ませたものであらうか。菅原是善の作と傳へられる類聚名義鈔實は王朝末期に僧侶の手で成つたものであらうに、

侍時至反ハムヘリ　サフラフ　ツカフマツル　ノソム　シタカフ
候音後サフラフ　マツ　トキ　ウカヽフ　ムカフ

と見えてゐて、侍にサフラフといふ訓があつたのであるから、明衡往來の侍もサフラフと訓むのであるかも知れぬ。が明衡往來の著者藤原明衡は後冷泉天皇治暦二年に七十八歲で亡くなつた人で、源氏物語時代の「侍り」全盛時代に居

あはせた人であるから、ハベリを用ひたとすることに不都合はない。從つて往來中の侍もハベリと訓ませる爲に、侯とわざ〳〵文字を異にしたと考へた方が穩當であらう。

源氏物語に於ける侍り候兩助動詞の用例を見ると、「侍り」は常用せられてをり、「候ふ」は地の文にも對話中にも用ひられてはゐるが、その數は極めて少く、全篇を通じて五六の用例を數へるだけである。對話の中でも男女共に無いではないが、身分ある婦人は用ひてゐないやうである。竹取物語・大和物語・宇津保物語・落窪物語・枕冊子などの用例から考へても「候ふ」は男子に多く用ひられた言葉のやうである。要するに平安朝の中期までは「侍り」の榮えた時代で、枕冊子にも「こゝもとに侍るといふ文字をあらせばやと聞くことこそ多かれ」とあるが、これは召使にも侍りといふ言葉を用ひさせたいと世間では人がよく言つてゐるといふことである。今昔物語になると、二語はその數殆ど相半してゐる。一つはこの物語が男子の手に成つたからであらう。但し狹衣物語にあつては、「候ふ」の用途が廣くなつて來てゐる。なほ物語中の侍り候兩語に就いては、一々例示してゐては餘り長くもならうから今は省略しようと思ふ。

次に藤原賴長の臺記を見る。

久安七年正月九日、酉時參禪閤御前、仰曰、法皇手書只今到來、可開見者、即見之、其狀曰、彼事何比可仰下侍乎、內々次可被尋侍事、次其後有樣兼日能支度可候事歟

禪閤報奏、明日最吉、早被宣下之由、戌時法皇復手書、曰、承了、明日可仰下侍也、抑隨身事者、忽不可有沙汰歟、如何、先例慥不覺悟侍者也、上卿何人可召侍哉、皆自此召取て、可令參內之由、存思給者也、職事偏令沙汰者、一定妨可出來之由承事等侍はや、上卿右大臣如何、又次之人にても可侍にや、委可被示送也、先例不知給之故

也、禮紙曰、且又付何度之例可致沙汰侍哉、禪閤報奏曰、長德元年承保二年康和元年皆吉例候、承保上卿經信、今二ケ度不分明、只今可在御定、右大臣何事候乎、又可被問外記候歟、(後略)

文中の法皇とあるのは、鳥羽法皇、禪閤とあるのは賴長の父忠實である。この日記中にも侍と候と倂用してある。而も、法皇の御消息に限つて侍が用ひてあり、他は凡て候である。法皇の御消息にも稀には候がある。これでみると、當時已に「侍り」の用途は非常に局限せられて來たやうで、一般には「候ふ」が行はれたものであらうと思はれる。ところがその侍も間もなく用ひられなくなつた。九條公爵家藏後白河天皇御消息は、

これらみ候ひぬ、このうへにはたれかはとかく申候へき、なにこともいかてかゝやうにさふらはむにはおろかに候へき、まいられたるおりは、かまへても申候はんとこそおもひ候へ(後略)

とあり、仁和寺藏高倉天皇御消息は、

大法無事結願、喜悅、且者今度事、此法所致之由、深以存思給候也、加之、先於三條殿、被修此法之時、靈驗殊勝之上今又如此、無所謝候、諸事期面拜、謹言

とあつて、何れも候專用である。その後の宸翰消息類は皆候のみが用ひられてゐる。勿論皇族以外の人々の消息類に「侍り」の用ひてあるのは一通も見當らぬ。今賴長と同時代に居た人々の消息一二通を引證しよう。

支度遣召相命候了

夜間今朝只同樣に御之由、所奉見候也、日數漸積御天御無力無術之由所候也、御占各重御愼御祈有感應之由申候めれは、只御祈吉々可候也、隨力及、致沙汰候とも、猶不足思給候也、就中今明泰親御占增減可候之由申候也、

以此旨、可令

奏給恐々、謹言　（土御門子爵家藏藤原忠通狀）

かしこまりてうけたまはり候ぬ、けさ申候はんと思たまへ候ひて、うかゝひ候ひつるほとにさしあふ事とも候つるうへに、けさはいまくまのへ御幸、ものさはかしく候つる時に得申候はす、ひんをもていそき申て左右申上候へく候、それにとり候て、件の吉原の鄕をは兵衛尉安よりと申候ものゝつけ候にたまはりて候ける所にて候也、よへ文そをくはしくみたまへ候へは、件ものゝさたに候、それはゆゝしくをゝほへ候ものにて、このほとも、その鄕のうたへともし候へは、申候まゝに、御廳宣ともをこそなされ候めれ、たゝ申候へきか、又おほしめしはからふ事や候とて、きかせまいらせ候に候、かさねていそきおほせたふへく候、又まいり候ひて申候へく候、謹言

如上の例文によつてこの問題をかたづけてしまふのは餘り早すぎるかも知れぬ。また、明衡往來のやうな消息文の規範書までも出來てゐたほどの時代だから、消息文の用語を直に口語と定めることも出來ないかも知れぬ。併し、大凡に「侍り」の衰滅して行つた狀況を窺ふことは出來ようと思ふ。かくて「侍り」は、源平時代までには、文章語として和歌の端書や物語類の上にのみ生存することになつていつたやうである。

而して、「侍り」の生涯をやがて物語類の用語の生涯と見做すことは無理であらうか。が、かうした助動詞の類が口語である場合に、その使用せられてゐる文章を口語文であるといふことに異議を挿む人はあるまい。今日の文章に於ても、吾人が文口兩語を分別する目標は、語彙の上では無く、主としてかうした文法の上にあるのである。「名は花と申します」は口語文であつて、「名は花と申候」は文語文である。この意味に於て、遲くとも源平時代以後に「侍り」

が使はれてゐたならば、その文を文語文と認めてさしつかへあるまいと思ふ。

王朝時代の國風復興機運に乘じて頓に擡頭して來た口語文學—假名專用體—は、特に物語の姿において花々しい展開を見たのであるが、それも源氏物語に至つて頂點に達し、その後の用語はいつとなく口語界から遠ざかつて來てしまつたのであつた。つまり、物語文に型が出來ると同時に、その用語にも型が出來て、時と共に移り行く口語に追隨することが出來なくなつた爲に、口語界から離れないわけにいかなかつたのである。

さて上述の如く、源氏物語が、和歌に於ける古今集の如く、衆星中の明月として物語類の上に君臨し、遂にその用語の固定を來した結果、その後の物語類の用語は、話語の齎すやうな生々とした魅力は失はれ、徒に「侍り」などの有つ古典的な上品な感じに殘骸を留めた文章語の羅列となつてしまつたのであるが、同時にこれとは別系統の文章が發達して來た。卽ち和漢混淆文と言はれてゐるものである。それは男子の用語をもととし、男の手によつてなされたもので、前に引いた今昔物語などはそのはじめのものである。これに美文的要素を與へ、一層漢文の修辭を加味し、題材を戰亂の中に取つたものが、保元物語・平治物語・平家物語・源平盛衰記更に下つて南北朝時代の太平記などの所謂軍記物語で、これに就いて芳賀矢一博士は次の如く述べて居られる。

軍記物語は其内容に於てよく武士の武勇義節と情緒風流との兩方面を表現し、相錯綜して全體の美を構成し得たり。文辭の方面に於ても亦之と同じく、漢文の剛健なる要素と國語の優麗なる性質とは、相混和して全豹の美を作れり。漢文は促音・長音・濁音等多く、單語として已に音の變化に富む。平安朝の物語には漢語を日本化せし

が、その分量極めて尠し。試に源氏物語の桐壺の卷を通算するに百五十餘の漢語を含めり。保元物語は一丁にして尙四十以上に及べり。「重代ノ」「歷代ノ」「不重寶ナル」「奇怪ノ」「一定ノ」「神妙ノ」の如キ形容詞、「入洛ノ上」「晏駕ノ後」「下向ノ路スガラ」の如き動詞・處・間・上等の如き副詞的接續詞、「何ゾ」「況ヤ」「總ジテ」「就中」「以テノ外ニ」「隨分ニ」「全ク以テ」の如き副詞等、語彙の性質は全く平安朝の物語とは一變せり。「就テハ」「於テハ」「以テハ」の如きは已に助詞として用ゐらる。平安朝の、いと・いたうを連用し、が・に・をの接續詞をのみ用ゐたるものに比しては、音調の上に於て一般の强味を覺ゆ。國語に於て「成つたりける」「金物うつたる」の如き促音、「よつ引いてひやうと射る」「かつうは今日の面目」の如き長音・促音の變化も亦その勢力を增すものといはざるべからず。射られたる受身の形を射させたる使役の形にいふのみにはあらず。こはこれ單語の論なれども、句法に於ても漢文訓讀其儘の形なるもの尠からず。蓋し漢文軍日記の祖ともいふべき將門記等には、四六文の對比を用ひたる箇處最も多し。故に軍記物語に於ても叙景の文句、戰闘の記事に於ても、乃至は人物の對話中にも、その送假名を省けば直に立派なる四六文になり得べき箇處尠からず。句法緊縮して冗漫に陷らず、最もよくその內容に相應せり。しかも亦一方風流韻事を寫すにあたりては、純國文の優麗閑雅なる句法を棄てずして、よく歌物語の半面を存し、或は勁健に或は優麗に、姿致極めて多し。男子の語と女子の語とはよく混和して用ゐられたりといふべく、語を換へて言へば、漢文と國文との調和玆に成れるなり。而して亦已に言文一致にはあらざりしなり。(國文學歷代選序論)

和漢混淆文の先驅は今昔物語邊りに普通置くのであるが、實はもつと溯つて平安朝中期の惠心僧都(諱ハ源信)(六一

〇二一—一六七七）の「横河(ヨカハ)法語」がある。これは法語が假名文を以て綴られた最初であり、佛教文學史上に於ても劃期的意義を有するものであるが、我が文章史上に於ても和漢混淆文の祖として尊重するに足るものである。惠心は「假名法華經供養に『日本國は如來の金言たりといへども唯假名をもつて書き奉るべきなり』と云つたと傳へてゐる」と筑土鈴寛氏は「佛教文學研究」（岩波講座日本文學）で書いて居られる。また同氏は語を繼いで、「同じき比、上東門院は如法經供養願文を假名で書き奉つてゐられる。珍海已講は假名の教義文書、菩提心集を大治の歳に著してゐる。慈鎭は愚管抄に於て假名の德用を述べてゐる。鎌倉期新興教團の祖師は多く假名によつて宣揚文書を表現した、文永十二年に成つた和語燈錄の序に『やまとことばゝ、その文見やすく、其意さとりやすし云々』と云つてゐる。義雲禪師の正法眼藏の頌に『永平元祖入レ宋。穿二鑿五葉之根蔕一。歸朝能爲二一天之蔭涼一。忒(ハナハダ)慇婆心。以二和字一柔二漢語一。奇妙善巧令下人不上レ累二文言一。如二石含一レ玉。似二地挈一レ山。』とある。何れも平易にして、文理通じ易きを目ざしたところ新宗團の精神の表れである。（後略）」と述べられてゐるが、これは法語が和漢混淆文の普及に與つて力あつたことを知るのに役立たう。荻生徂徠は「南留別志」（寶曆十二年刊）に「今の時のふみのやうなる事は室町頃よりはじまる其前は皆庭訓などのやうなる詞なるゆゑ文盲なる人はえかゝでかなぶみを用ひたるべし」と和漢混淆文の一般化の時代を推定してゐる。

かくて鎌倉時代以後の假名文學の文は、大體から見て平安朝物語文の系統とこの軍記物語文若しくは法語文との二つであると言はれる。

文學界の暗黑時代とさへ稱せられる室町時代に於てはその文章は鎌倉時代の遺流であつた。歷史文學の太平記・增鏡・神皇正統記・吉野拾遺・義經記・曾我物語等然り、隨筆の徒然草然り、小說のお伽草紙・教訓物・兒物或は舞の

本(幸若舞の詞)など又然りである。たゞこの室町時代の一つの光明は謠曲である。而もその文章に關しては一言書かねばならない。謠曲が、壯重典雅を重んじる以上、平安朝文學の言辭を主として、更に鎌倉文學の體をも採つてゐるのは當然であるが、更に七五調の歌詞を平家物語よりも遙かに多く聯ね、その韻文的傾向は更に和歌の上の修辭である枕詞・序詞・緣語・掛詞・重音などに強く出てゐる。又「國栖」の、

シテ「あのおほぢが伏屋の上に紫雲のたなびいたるを拜まい給うたか

のやうな當時の口語も間々見える。併しかういふ文章全體の語脈には何の影響も持たない程度の口語使用は、夙く、「平家物語」などにも關東方言らしいものの混入もあつて言ふほどのことはない。口語や方言の一貫した文脈として擧げるならば、まづ京畿地方の當時の口語を骨子とした抄物の中の或物、或は一部に江戸時代のそれが混入してゐるとも考へられるがとにかく悉く口語の直寫せられてゐる狂言のやうな文章がある。が、これらの話語は結局文章の主流に立つには至らなかつた。

江戸時代の初め頃の物では「醒醉笑」「鹿の卷筆」「おあん物語」「おきく物語」「きのふはけふの物語」「雜兵物語」「寒川入道筆記」などは當時の口語資料として尊ばれてゐるほど數多の口語を混用してゐるが、未だ言文一致といふのには遠い。古淨瑠璃・小說類では對話の中に言文折衷があり、俳文などの中にも多く用ひられてゐて、文學隆盛期に及んでは、所謂軟文學類特に滑稽本・洒落本に於て方言などの使用も頗る多くなつてゐるが、殆ど對話の中に限られてゐる狀態で、なほ口語文とは言へないのである。輕口・笑話などの所謂噺本の新しいものには對話の文は勿論地の

文までも口語――江戸の詞――と言つて言へないものも無いではないが、まだ言文一致ではない。若し純粋な言文一致の例を求めるならば、少いながらもある。本居宣長や平田篤胤らの講義物、柴田鳩翁の道話などがそれである。

善う聞いて下さりませ或人の發句に「手は突けど目は上に著く蛙かな」おもしろい發句でござりますハイ〳〵畏りました左様〳〵御もつともで御座りますと口にはいへど目は上に著く蛙かなでおれが〳〵の向ふ見ずこれを放ニ其心ニ而不レ知レ求と申しますなんぼおれが〳〵で物をやりつけうとしても中々おのれが細工では出來ません（後略）

（鳩翁道話）

心ざしふかくそめてしをりければきえあへぬ雪の花と見ゆらむ。トウカラ花ノ事ヲ深ウ思ヒコンデ居ルガソレユエヂヤヤラシテ春ニナツタレバソノマヽ雪サヘマダロクニ消ヌノニソノ殘ツテアル木ノ枝ノ雪ガハヤ花ニ見エル

（宣長「古今集遠鏡」）

宣長が註釋を口語で書いた理由はその序文に、

うひまなびなどのためには、ちうさくは、いかにくはしくときたるも、物のあぢはひを、甘しからしと、人のかたるを聞たらむやうにて、詞のいきほひ、てにをはのはたらきなどこまかなる趣にいたりては、猶たしかにはえあらねば、其事を今おのが心に思ふがごとは、さとりえがたき物なるを、さとびごとに譯（ウツ）したるは、たゞにみづからさ思ふにひとしくて、物の味を、みづからなめて、しれるがごとく、いにしへの雅言（ミヤビゴト）みな、おのがはらの內の物としなれゝば、一うたのこまかなる心ばへの、こよなくたしかにえらるゝことおほきぞかし、

とあるので明かである。又かゝる文章の用語に關しては、

俗言(サトビコト)は、かの國この里と、ことなることおほきが中には、みやびごとにちかきもあれども、かたよれるゐなかのことばゝ、あまねくよもにはわたしがたければ、かゝることにとり用ひがたし、大かたは京わたりの詞してうつすべきわざなり、

とある。

方言で書かれたものも絶無ではない。

「柳川方言洹河抄一撮」(一冊)(東大國語研究室所藏寫本)は化政以前のものと言はれるが、その序文が方言で書いてある。

櫻田虎門(安永三年—天保十年)の著かと言はれてゐる「仙臺方言」(年代不明)の序文(これは後に作者以外の人がつけたものらしく思へる)が方言で書いてある。

ヲラア。ヲクニャア。クチイタテバッテモ……

といふ風なもので、又別にこれを普通の口語文に飜譯してある。

要するにこの時代の文章は前代の繼承に屬するものと、口語若しくは方言使用量は豐かであるが未だ言文一致とは言ひにくい程度のものとの二つであつて、近松や西鶴の如き巨匠は、話語の生命と價値とをその文章の上によく發揮したが、なほ言文一致といふことには全く緣遠いものであつた。

明治時代の普通文は漢文讀み下しの影響を蒙ることが頗る大きかつた。その昔元祿頃から一部の國學者が古の國語

相を再現しようとしたが、然し漢文學の方では、古の菅家・江家の點の流を酌むものは相當正しい語格が存してゐたとはいへ、寛政頃から、古訓點の振假名を捨てて專ら音讀することが起つた。そして後は次第に一家の何點といふやうなものさへ現れて、法も格も亂れてしまつた。廣日本文典別記の序論には次の如く論じてゐる。

國文の語格のくだけたる、支離滅裂せる、今代のほどなるはあらじ。其原因をたづぬるに、多年の言語の變遷にも因るべく、學校の教育なかりしにも因るべしといへども、其大原因は全く漢文の訓點にありて、その禍源となりしも近百年以來輩出せし訓點にあり。(中略)然るにかの寛政の三助先生(精里古賀彌助・二洲尾藤良佐・栗山柴野彦輔)の頃よりして(中略)古訓點といふものは破れそめぬ。一旦破壞のいとぐちを開きしより、(中略)その甚しきものを一齋點なりとす。これぞ語格破壞の禍源罪魁にはある。されど當時なほ古訓點にて教授する者もありて、後進文彥が如きも、少年の素讀には古點に據りしこと多かりしなり。さるに佐藤一齋先生、一代の鴻儒とて、重く幕府の昌平校に用ゐられ、多く諸侯に聘せられて書を講じ、門人三千人に至り齡八十八をかさねたり。(安政六年歿)師作りて弟子述べ、爾來全國の訓點一齋點に風靡して、火の原を燎きて撲滅すべからざるが如く、災害終に海內にわたりぬ。然して此事今(明治二十九年ノコトデアル)より僅に六七十年前にあり。漢學者とても往時は私に國文を攻めて、漢文作れば漢文の美を成し、國文作れば亦優に其境に入れり。白石・鳩巢二先生の文など想像すべきなり。寛政以來漢學專攻の者先輩の如きたしなみなきのみならず、漢文作るには國文は害なりなどいふ妄念を抱きて、却て擯斥することゝなりて、必用ありて假名交り文を記す時は、(國文は固より作り得ねば)己が唯一と學び得たる漢文讀下しの文のみ記すことゝなり、其訓點はかの破格なるより外に知らねば、文は遂に支離と

なりて、さて此末流に成育せる漢學書生輩の、圖らずも天下の大權を執るに至りて、禍根愈〻固く、遂に大日本公行の文體とはなりて、かくて文章は全く塗炭の中に陷れるぞ、實に終天の遺憾なる。されば今代の文の支離せるは、全く近世の漢學者と新訓點との罪なりと定むべきなり。

然るに一方、幕末より維新の初にかけて外國文化が續々輸入せられるやうになつてから、種々な點で從來の我が國使用の漢字の不便を痛感し、國字改良問題に伴つて、言文一致の問題が起つた。前島來輔(密)氏は慶應二年に將軍慶喜に上つた建白書の中に、

國文を定め文典を制するにおいても必ず古文に復し「ハベル」「ケルカナ」を用る儀には無御座今日普通の「ツカマツル」「ゴザル」の言語を用ひ之に一定の法則を置くとの謂ひに御座候

と言ひ、明治二年政府に提出した建議の中にも、

新撰國語ハ漢語西洋語ヲ論ゼズ之ヲ容納シ文章ハ古雅ヲ主トセズ近體ノ俗文ヲ主トス

と言つた。後十數年の間に數多の識者に依つてその必要が論ぜられ、實行もせられたが、未だ漢文直譯體を平明にした風のものが多かつた。然るに、明治十六年に「かなのくわい」が成立し、その會の目的の一つにも、

言葉ハ和漢古今諸外國ノ別無ク成ルベク世ノ人ノ耳ニ入リ易キモノヲ擇ビ取リ專ラ假名ノミヲ用ヒテ文章ヲ記スノ方法ヲ研究シ

と出てゐるし、その機關雜誌に載せられたものも大抵口語文であつた。その會員中の矢田部良吉博士は、「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ說」の中で、東京語を以て文章を書くべきであると言ひ、物集高見博士は、論說「言文一致」を書

き、文章は談話のとほりに綴るべきであると論じ、チャムバレン(B. H. Chamberlain)も言文一致に讃成の意を表した。かくして輿論は次第に形づくられて行つて今はその人を俟つばかりになつた。その時現れたのは二葉亭四迷である。二十年七月に出た「浮雲」に言文一致が採用せられてゐたのである。彼は自ら、連句を參考にして言文一致體中に用ひる俗語に磨きをかけたと言つてゐる。連句には俳句のやうな形の制限や和文・和歌の耳遠さがなく、用語が普通のもので、且つ潤ひがあるからであると云ふ。少年時代から漢文・國文・江戸文學に親しみ、俳諧も弄んだものの一つであつた。一方、速記術の傳來の結果、講談や落語が速記せられるやうになつたことが一つの大きな原因で、三遊亭圓朝の「牡丹燈籠」(十七年刊)が最初に出たが、會話も地の文も言文一致であつて、言文二途になつてゐた從來の文章道では實に稀なことであつた。二葉亭は坪內逍遙から「圓朝の落語どほり書いてみては」と言はれたのに動かされたと告白してゐるくらゐである。又二十一年五月には山田美妙が「我樂多文庫」に「言文一致體」と銘を打つた「情詩人」を連載し、八月には數篇の言文一致の作品を集めた「夏木立」を出した。彼は已に、英國詩人チョーサー(Geoffrey Chaucer)(C. 1340?—1400?)が當時の詩人のラテン語・フランス語を用ひたのに反し、英語の驅使に腐心して、時の俗文を書き、現代の英文の基を開いたことや、外國の文が大體言文一致であることを知つてゐたのであつた。夏木立にはこの外に、西洋文に負ふところの句讀法・擬人法・倒置法・咏嘆法など新味あるものを用ひた。この修辭法は後の翻譯物や時には普通の文章にも影響する點が少くない。併し、この修辭法に更に精緻な思想の表現を目ざす所謂周密文體の祖としては、翻譯小說「繫思談」(朝比奈知泉 十八年刊)を推さねばなるまい。このことは少し本題に外れるので今は詳しく述べない。

さて、美妙は、初め敬語を用ひない「だ」調を以てしたが、後には「です」調に改め、二葉亭は、初め「です」調で書かうとして「だ」調に改めたといふことである。

言文一致の文章はその後多くの人に依つて試みられ、例へば、その直後に出もたのに、「五月鯉」巖谷漣山人著、二十一年五月「花盗人」石橋思案著、二十二年一月、「ます」調の口語體「蝴蝶」美妙著、二十二年一月、「です」調「こぼれ松葉」大橋乙羽著、二十二年七月などがあり、翻譯物にも應用せられて、「あひゞき」二葉亭譯、二十一年七月・八月「小公子」若松賤子（本名巖本嘉志子）二十三年八月ヨリ二十五年一月マデ女學雑誌ニ掲ゲタ。などは大喝采に博へられ、これまでの漢文直譯體若しくは雅俗折衷體に新しい指針となつたものであり、或は論ぜられて、例へば、美妙の「言文一致論概說」二十一年の如きがあり、幾多の彫磨を經て、二十九年、尾崎紅葉の「多情多恨」に於て、始めて言文一致の一種の圓滿な姿が示されたのであつた。二葉亭・美妙の最初の言文一致體を試みに引くと、

先は妹背山廬垣の間近き人を戀ひそめてより、晝は終日夜は終夜……砧に映る軒の月の……人の心を測りかねて末摘花の色にも出さず、岩堰水の音にも立てず……（浮雲）

夜は夜城を明渡した。竹藪に伏勢を張つてゐる村雀は、あらたに軍議を開初め、……（「夏木立」中の一篇「武藏野」）

牧羊兒の身體は、はや引込まれた、門の中へ。……牧羊兒を入れようとした、城の牢へ。（「夏木立」中の一篇「花の茨、茨の花」）

などのやうに未だ古調やぎこちなさの感を禁じ得ないのであつた。

紅葉は、「紅葉遺文」の中で「言文一致ほど無責任で、易しいものは無からう」と考へてゐたと書き殘してゐるが、そ

の彼が、二十七年の「むらさき」に於てこの體の爲に思はぬ骨を折り、爾後なみ〳〵ならぬ苦心と努力とを拂つて、こゝに、美妙の「です」調と二葉亭の「だ」調と竝んで「である」調を興し、且つこれらを渾成した一種の文體を創始したのであつた。

かうして言文一致の手本は已に成つたのであるが、日露の戰前までは まだ文筆界を支配するまでには ならなかつた。二十一年四月の「國民之友」を見ると、

日本の文學は、今や開發の最中にて、時々刻々變し行けり、若し試みに四五年前の新聞紙を探つて、今日の新聞紙と比較せよ、其文字、文句、文體の相ひ異なる殆んど四、五百年を隔てたるが如きの思ひあらん、（中略）今日の文學は、……（中略）漢文の要素あり、和文の要素あり、歐文の要素あり、俗語の要素あり、單純體あり、複雜體あり、馬琴風あり、爲永風あり、三田風あり、坪内風あり、各種の文體合戰最中にて（後略）

とあり、明治二十五年の「日本文章論纂」に收めた西村茂樹博士（文政十一年―明治三十五年）の「文章論」には、

現今國中に行はるゝ文章と云ふ者、其種類甚だ多しと雖も、合せてこれを觀れば、六種に歸すべし。其一は擬古文、其二は漢文、其三は漢文體、其四は飜譯體、其五は通俗文（註、口語文ノコト）、其六は書簡文にして（後略）

とあり、かゝる時に出現した言文一致體であるから、忽に天下を風靡するといふことは困難だつたに違ひない。美妙の出た硯友社の同人さへ地の文にはなほ文語を用ひたのである。「新文章論」（島村抱月著、明治四十四年）に、

當時どういふ文章を書いたかといふに、要するに記事論說文例の鼇頭にある妙句佳語といふやうなものや、故事譬喩の面白いものやを用ひて見たさの文章であつた。

とある。

併し言文一致體は要するに時代の求めるものであつたのである。德田秋聲氏は「明治小說文章變遷史」の中で、從來の小說が單に形式的な才筆とか能文とかいふことに重きを置いてゐたのに對し、言文一致以後の小說は、描寫と云ふ立場に在るので、決して文を平易にしようなどのためでなく、反つて難解になつても、氣分の微妙を寫し、再現の目的を達しようとの考からであるといふ意味のことを書いて居られるが、事實であらうと思はれる。

三十年頃からその傾向は小說類以外のものにも次第に認められるやうになつた。言文一致體とまでは行かないが、夙く、六年の「通俗伊蘇普物語」（渡邊溫譯）には俗語の混入が多く、九年の「天路歷程」（村上俊吉譯）は大體口語文であり、かく翻譯物にその兆が明治の初期から見えるとも言へるのである。さて、三十年頃よりの小說類以外の口語文の有名な書名を、「日本文學大辭典」に據つて擧げると、「氷川淸話」勝海舟著三十年「福翁自傳」福澤諭吉著三十二年「國語學小史」保科孝一著三十二年「植物生態美觀」三好學著三十六年「進化論講話」丘淺次郎著三十七年などがある。

言文一致體卽ち口語體が文藝方面に限らず凡ゆる分野に浸潤した力は敎育界の活動が半は與つてゐる。三十三年帝國敎育會の內に「言文一致會」が成り、鼓吹演說を屢〻行うて、之を「言文一致論集」に收めて出版し、或は、國語調査會が設けられて、言文一致の實行を國家事業とすることの請願を兩議院に提出して、採用せられ、翌年の全國聯合敎育會に於ては、小學校の敎科書の文章は言文一致の方針に據ることを決議し、三十五年には、文部省內に出來てゐた臨時國語調査委員會では、文章は言文一致體を採用することに定め、之に關する調査を爲すこととなつて、その業績を擧げた。文部省では、以前、二十年に、小學讀本（七卷）に多くの口語文を載せたが、三十七年にも、口語文を數多

くした。

これと同時に、口語文典も次々と世に出たが爲に、直接間接に影響のあつたことも考へられるが、今は觸れないでおかう。或は言文一致運動萌芽時代にあつては、漢字制限若しくは廢止運動と之に附隨する假名書運動及びローマ字運動が又大なり小なり關係を有するのであるが、これも省いておく。

日露戰爭の後、自然主義の文學の勃興から、小說類は口語文を用ひるのが普通となり、島崎藤村の「春」四十一年刊の時分から口語文は全く二十年・三十年代の何處かになほ殘つてゐる古さを棄ててしまつた感がある。續いて、諸種の物に用ひられることが日々に增し、大正時代に入つては、威嚴の不足感から容易に採用せられなかつた新聞の論說などにまで見られるやうになつて、文語文はやうやく影をひそめて來たのであつた。

今日普通になつてゐるその「口語文」の歷史は前述の如きものであるが、今日の口語文は果して如何ほどまでに生きた今日の言葉で綴られてゐるかは一考を要する。今日の口語體は「である」式であるが、これは會話體ではないのである。然らば、他の言葉に於ても同樣のことがありはしないだらうか。口語文とは呼びつゝも、又一つの型に向つてゐるのではなからうか。再び言文不一致――たとひそこまで行かなくとも、會話の言葉と隔りのあるものとなりつゝありはしないだらうか。

我が國には數多の方言がある。各人が己が方言に依つて文章を書くことになれば、地方を異にする人毎に、相互に通じないところが少くなからう。標準語はこの意味に於て重大な役割を持つてゐる。さうして標準語の模範は文部省

編纂の小學國語讀本に見えるものである。併し標準語は未だ完全には整理せられてゐないのである。嚴密に謂へば、口語文は今整理期にあるのである。

けれども、之を明治時代の所謂言文一致體に比較する時、發生時代のは勿論のこと、小杉天外や小栗風葉らの寫實小說の文章とも、單に用語の上からみても、助動詞・助詞・感動詞などには色々の點で變遷が認められるのである。

公用的なものには、時として例外もあるが、やはり現代日本の文章界を支配してゐるのは、實に口語文である。口語の侵蝕の比較的遲かつた書簡文は、その獨自の長い歷史を有する候文體が、殆ど近年までも行はれてゐたのであるが、今日は急にテンポを速めて、口語文に傳統の地位を讓りつゝある情勢である。

あゝ、口語文全盛のこの事實を見て、「近世物之本江戶作者部類」(曲亭馬琴著)の中の一記事、

「京傳亦言やう、近頃曲亭なとの讀本、雅俗を混交しぬるを以て體裁をなさゝる者也、已れ此度の雙蝶記は吾妻與五郞の事を旨としたる世界にて、世話狂言と云者に似たれは、をさ〳〵雜劇の趣きに倣ふて、詞は今の俚俗をもてすへし、しか綴る時は、婦女の俗耳に入らざる事なし、其樂一しほに倍すへし、此書一度世に行はれなは、後の讀本の面目を改むへけれとさゝやき示したりければ西村屋與八感佩して……雙蝶記を彫刻しぬる(中略)凡二歲ばかりにして發賣することを得たりしに、世の看官の評宜しからず、(中略)且物語の中なる詞に、左樣でござりますなど言ふ事多くあれば、あまり今めかしく、さう〳〵しくて、おかしからずといふのみなりければ、おもふにたがひて其本多く賣れず、(後略)」(文化十年ニ雙蝶記ハ出テヰル。)

といふのに想ひ到る時、吾人は唯時勢の力の偉大さに頭を垂れるのみである。

昭和の今日の口語文は、その目的その用語などの上から之を分類すると、學術的文體・文藝的文體・ジャーナリズム的文體と云ふやうなものにすることも出來る（例へば千葉龜雄氏がこの分類をして居られる）。各〻に獨特の用語もあるので、これを捉へて述べることも本論の役目であるかも知れないが、已に豫定の紙數を越えてしまつたから、一先づこれぐらゐにして筆を擱かう。

本稿は嘗て、一度平安朝時代までの文章史に就いて發表したものを、更に訂正增補したものであることをことわつておく。

昭和九年十二月二十五日印刷
昭和九年十二月三十一日發行

國語科學講座
（第十一回配本）

東京市神田區錦町一丁目十番地
編輯兼發行者　株式會社 明治書院
代表者　三樹退三

東京市神田區三崎町二丁目一番地
印刷者　株式會社明章印刷所
代表者　細谷詰三

發行所　東京市神田錦町一丁目　株式會社 明治書院

Yoshizawa, Yoshinori
Kokugoshigaku Nihon
bunsho shi